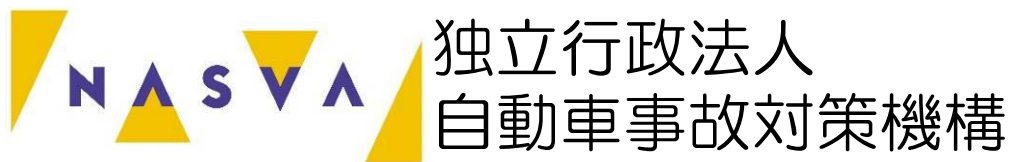


第4期中期目標に係る 業務実績報告書

令和4年6月24日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、令和3年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成27年4月1日機構規程（企画）第5号）第4条第5項に基づき、NASVAに係る第4期中期目標期間中の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

・業務運営評価に関する事項

1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

- 1) 指導講習、適性診断の充実・改善 1
- 2) 民間参入の促進 5
- 3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着 8
- 4) 国の安全対策への貢献 13

(2) 被害者援護業務

- 1) 治療・看護の充実 14
- 2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援 18
- 3) 介護料の支給等 20
- 4) 貸付、精神的支援の実施 31
- 5) 債権管理・回収の強化 37
- 6) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動 39

(3) 自動車アセスメント情報提供業務

- 1) 効率的・効果的な試験・評価の実施 42
- 2) わかりやすい情報提供 46

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等 52
- (2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進 53
- (3) 外部評価の実施、公表 62
- (4) 業務の電子化及びシステムの最適化 63

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 64
- (2) 財務運営の適正化 69
- (3) 自己収入等の拡大 70
- (4) 保有資産の見直し 71

4. 短期借入金の限度額 72

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 73

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	74
7. 剰余金の使途	75
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	76
(2) 施設及び設備に関する計画	79
(3) 人事に関する計画	83
(4) 人材の活用	84
(5) 自動車事故対策に関する広報活動	87
(6) 積立金の使途	90

1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 安全指導業務

1) 指導講習、適性診断の充実・改善

(中期目標)

- ① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）。

あわせて、IT の活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

【指標】

- ・指導講習受講者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受講者数 135,495 人）

- ・適性診断受診者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受診者数 459,399 人）

(中期計画)

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。

また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) 安全指導業務実績

・ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所において指導講習及び適性診断を実施した。

・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、全国の支所において、「※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、安全・安心な受講等機会を提供した。なお、指導講習においては、感染防止対策を目的として、令和2年11月から開始した「動画視聴方式」を令和3年度は全国に拡大し、小規模・多頻度で開催することにより、受講機会を拡大させる等の利便性向上を図った。

※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン：政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。

【指導講習受講者数の総数】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
129,075人	128,409人	123,803人	107,801人	111,127人

【適性診断受診者数の総数】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
462,170人	471,842人	477,307人	411,473人	418,490人

2) 国が行う安全対策への貢献

①指導講習の視聴覚教材等の製作・放映

・国が行う高齢者事故防止対策等に応じて、指導講習テキストに「高齢者の健康問題」を掲載するとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、指導講習において放映するとともに、他の認定機関等に対して、同視聴覚教材を無償貸与し、放映してもらう取組を行った。また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。

②適齢診断の実施

・65才以上の事業用自動車の運転者等に対して適齢診断を実施し、加齢に伴う身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を実施。

③次世代適性診断の研究開発

・令和2年度から、高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進め、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究を実施した。

3) デジタル技術の活用の推進

①「動画視聴方式」による指導講習会の開催を増大

・コロナ禍における受講機会の確保を目的とするほか、デジタル技術の活用の推進として、受講方式の選択肢を増加することで、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より開始している「動画視聴方式」による指導講習会を全国において、より積極的に開催した。また、支所内の適性診断ブースを活用して実施する等、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,426回（基礎講習：73回、一般講習1,353回）実施し、20,442人（基礎講習：1,903人、一般講習：18,539人）が受講した。

②遠隔カウンセリングの導入に向けた取組

・令和4年2月、国土交通省において、適性診断受診者の利便性向上を図ることを目的として、適性診断テストを受診後の「指導及び助言（カウンセリング）」に関し、受診者・カウンセラー間において情報通信機器を通して実施する「遠隔カウンセリング」の実施を規定した告示改正がなされ、併せて、実施に関する留意事項等を定めた取扱い通達が発出された。

これを受け、同年3月に遠隔カウンセリングの実施のために規程等を整備し、国土交通省へ提出し、受理された。令和4年度には試行運用を実施し、本格運用を開始できるように準備を進めており、段階的にサービス提供範囲の拡大を図っていく。

4) インターネット予約の促進

インターネット予約率及び支所外一般診断受診率を向上させ、業務運営の効率化が図られた。

・指導講習の開催時にインターネット予約の方法、利便性やインセンティブについて説明。

また、適性診断受診者等に同様に説明。

・電話予約の受付の際には、インターネット予約の利便性を説明し、次回のインターネット予約に結び付けるために実際の操作方法を交えた予約方法を説明するとともに、適性診断を利用される事業者には、ID及びパスワードを付与するなどの対応を実施して利用促進を図った。

・こうした取組により、指導講習及び適性診断のインターネット予約実績は、各年度において計画を大きく上回っている。

指導講習	H29	H30	R1	R2	R3
受講者数 (基礎・一般)	126,849	126,598	122,213	106,227	109,952
インターネット予約利用者 数 (基礎・一般)	118,224	118,481	115,546	99,486	102,240
インターネット予約率	93.2%	93.6%	94.5%	93.7%	93.0%

適性診断	H29	H30	R1	R2	R3
支所内受診者数 (特定Ⅰ・Ⅱ除く)	311,868	316,034	316,020	259,567	263,312
インターネット予約利用者 数 (特定Ⅰ・Ⅱ除く)	250,199	256,835	262,873	216,972	225,394
インターネット予約率	80.2%	81.3%	83.2%	83.6%	85.6%

5) 支所以外での一般診断の受診促進

- 契約事業者に対しては自社において24時間いつでも適性診断ができること、過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止により一層効果があること等、ナスバネット利用によるメリット等を説明し契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。
- ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器（ステアリングコントローラー）の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続して実施している改良と相まって、契約事業者が堅調に増加している。
- こうした取組により、支所外一般診断の受診者の割合は向上し続け、各年度において計画を大きく上回っている。

2) 次期中期目標期間における見通し

安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

2) 民間参入の促進

(中期目標)

- ② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。
- また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数135,000冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数160,000件以上とする。

【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数56者（94人））
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数26者（36人））
- ・指導講習参入事業者数（平成27年度末時点：60者）、適性診断参入事業者数（平成27年度末時点：55者）

(中期計画)

- ② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。
- また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数135,000冊以上、ナスバネット提供数160,000件以上とします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

〈主要な業務実績〉

安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、以下の認定取得等に係る支援を実施した。

- ① 認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成28年度より要件研修終了後に希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を実施した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
12名 (11者)	60名 (38者)	24名 (23者)	26名 (26者)	16名 (16者)

- ② 認定取得に必要な要件研修（講師資格要件研修、第一種カウンセラー資格要件研修）を実施した。

【講師資格要件研修】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
109名 (53者)	141名 (92者)	125名 (84者)	74名 (60者)	83名 (65者)

【第一種カウンセラー資格要件研修】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
53名 (42者)	47名 (42者)	58名 (40者)	41名 (30者)	40名 (33者)

- ③ 他の認定機関の第一種講師及び適性診断カウンセラーに対する研修を実施した。

【第一種講師研修】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
5名 (4者)	14名 (9者)	17名 (10者)	9名 (4者)	12名 (6者)

【カウンセラー教育・訓練】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
36名 (16者)	48名 (25者)	62名 (32者)	46名 (28者)	51名 (24者)

- ④ 指導講習テキスト及びナスバネットを提供した。

【指導講習教材頒布数】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
41,684冊 (92者)	46,387冊 (107者)	50,793冊 (121者)	57,956冊 (121者)	65,774冊 (130者)

【ナスバネット提供数】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
44,257件 (69者)	50,241件 (82者)	58,003件 (89者)	54,810件 (102者)	60,615件 (106者)

こうした参入支援に向けたナスバならではの取組は、参入を望む事業者等からの評価も高く、今中期期間における実績が以下のとおり大きく向上している。

- ・指導講習教材頒布数：（H29年度）92者41,684冊
→（R3年度）130者65,774冊（冊数1.58倍）
- ・ナスバネット提供数：（H29年度）69者44,257件
→（R3年度）106者60,615件（提供数1.37倍）

以上の取組により、平成29年度末では、指導講習100者、適性診断86者であった民間参入実績が、令和3年度末においては、指導講習140者（1.4倍）、適性診断120者（1.4倍）と大幅に増加するに至っている。

民間参入	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
指導講習	100者	118者	130者	137者	140者
適性診断	86者	98者	109者	117者	120者

2) 次期中期目標期間における見通し

引き続き、指導講習及び適性診断の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援する。

3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着

(中期目標)

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。
- また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。
- これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。

【指標】

- ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数（前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数16者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数55者）

(中期計画)

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。
- また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。
- ④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

中小規模の自動車運送事業者を中心に全国幅広く運輸安全マネジメントの浸透・定着を図り、安全管理体制の構築改善を支援するため、ナスバの全国支所体制を活用し、運輸安全マネジメント評価、安全マネジメントコンサルティング、講師派遣、認定セミナー等を実施した。

特に、国土交通省から認定を受けたセミナーを全国で開催し、中小の自動車運送事業者が受講し、運輸安全マネジメントの浸透・定着が図られた。

① 運輸安全マネジメント評価事業

平成18年10月に施行された^{※1}「運輸安全一括法」に基づき、国土交通省が実施している運輸安全マネジメント評価は、平成21年10月からその実施対象事業者の範囲を中小規模事業者まで^{※2}拡大したことに伴い、国以外の第三者機関による評価実施が可能となったことから、NASVAは、第三者評価実施機関（第1号）の認定を受け、評価を実施している。

運輸安全マネジメント評価は、安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、取締役等）への直接のインタビュー、文書・記録の確認等を通じ、取組みの優れている点を評価し、改善の余地のある点などを助言することで安全管理体制の更なる向上が図られることを目的とした制度であり、NASVAでは平成29年度から令和3年度までにバス・タクシー・トラックなど52事業者に対し評価を実施した。

評価については、理事長から指名を受けた安全評価員が実施している。安全評価員の育成には、国土交通省主催の研修を修了した安全評価員候補者を対象として「運輸安全マネジメント評価本部研修」等をNASVAが実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図っている。さらに現在選任されている安全評価員に対しては、評価実施時の^{※3}OJTにより力量の維持・向上を図っている。

また、国土交通省主催の研修には適宜職員を参加させ、安全評価員候補者の確保に努めている。

※1 運輸安全一括法：運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）。

※2 実施対象事業者の拡大：安全管理規程等義務付け事業者に加え、次の事業者を加えた。

①乗合バス100両以上 ②都市間を結ぶ高速バス（乗合）及び高速ツアーバス（貸切） など

※3 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
バス	11件	12件	2件	4件	21件
タクシー	0件	1件	0件	1件	0件
トラック	0件	0件	0件	0件	0件
合計	11件	13件	2件	5件	21件

② ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的として実施した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
2,276人 (90回)	2,187人 (97回)	1,908人 (83回)	1,793人 (103回)	1,822人 (113回)

③ リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法を盛り込み、営業所等において実践できる内容を加えてグループ討議などの参加型の講習会として実施した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1,316人 (68回)	1,489人 (73回)	1,158人 (67回)	1,086人 (78回)	1,199人 (98回)

④ 内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして、事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的として実施した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1,091人 (61回)	1,146人 (61回)	1,021人 (57回)	973人 (74回)	1,000人 (88回)

⑤ 防災マネジメントセミナー

NASVAは、令和2年7月に国土交通省より、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための「運輸防災マネジメント指針」が公表されたことを受け、同指針に基づく新たなセミナーとなる「防災マネジメントセミナー」の認定申請をいち早く国土交通省に行い、実施機関として令和3年10月に第1号認定を取得した。令和3年11月より同セミナーを全国で開催し、指針の概要解説及び自社の防災体制チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップによる講習を実施した。

R3年度
548人
(15回)

⑥ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを実施した。

また、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの浸透・定着」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師として、自動車運送事業者が実施する研修等に職員を派遣した。



【コンサルティング実施風景】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
安全マネジメント コンサルティング	36件	31件	25件	14件	11件
講師派遣	543件	564件	517件	229件	309件
合 計	579件	595件	542件	243件	320件

2) ISO 39001の管理・運用の取組等

ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の国内審議委員会の事務局として、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき、ISO39001に関する情報収集及び国内の意見集約、関連規格の作成及びその運用を行うとともに、国際会議に参加し、各国におけるISO39001の取組状況などの情報共有が図られた。

3) NASVA安全マネジメントセミナーの開催

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送安全性のさらなる向上に向けた取組に活かしていただけるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講習、ISO39001の紹介等を主体とした大規模なセミナーを毎年開催していたが、令和3年度については、国内での新型コロナウイルスの感染拡大により予断を許さない状況であったことから、新型コロナウイルス感染予防等のため、開催中止とした。



【安全マネジメントセミナー実施風景】

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1,119人	1,088人	1,004人	640人	—

4) 危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で運転者教育に活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材頒布し、事故の未然防止活動の推進に貢献した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
2,323部	966部	2,010部	1,296部	1,181部

5) 貸切バス事業者安全性評価認定制度に係る訪問審査を実施

公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施し、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
275件	283件	370件	323件	276件

6) 参考：運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、5段階評価のアンケート調査を実施した結果、以下のとおりの「運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度」を得た。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
4.6	4.7	4.4	4.6	4.6

2) 次期中期目標期間における見通し

主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

4) 国の安全対策への貢献

(中期目標)

④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。

【重要度：高】

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。

(中期計画)

⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、貸切バス適正化事業として平成29年度から開始された、一般貸切旅客自動車運送適正化機関による、貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、適正化機関からの委託により平成29年度より巡回指導の支援を実施している。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
422件	643件	510件	25件	13件

また、平成29年4月より、貸切バス事業の更新制の導入に伴い、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合、当該申請時までの間に認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けられ、認定機関であるNASVAでは、運輸安全マネジメント評価の需要に迅速に対応できるよう、当該業務を専門に担当する要員を育成するため、国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」を受講させるほか、国土交通省が自動車運送事業者に対して実施する運輸安全マネジメント評価に立ち会う等、実施体制の確保及び要員の育成を着実に進めた。令和3年度には、当該業務を専門に従事する新たな組織として「運輸安全マネジメント事業部」を設置し、国の対策に確実に対応するため、さらなる体制強化を講じた。

2) 次期中期目標期間における見通し

国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。

(2) 被害者援護業務

1) 治療・看護の充実

(中期目標)

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。

また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

- ② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営する。
- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。

- ④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。

(注)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

(中期計画)

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害(注4)度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

(注2)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

(注4)脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び他の委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。

- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。

- ⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注5）者数を116人以上とします。

（注5）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

医療技術や看護技術等の開発・向上のため、毎年度、以下の取組により質の高い治療・看護を実施した。

- 1) 療護センターにおいて、高度先進医療機器（MRI、PET 等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。

- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取組みを実施。

①治療・看護に必要な高度先進医療機器等を順次整備。

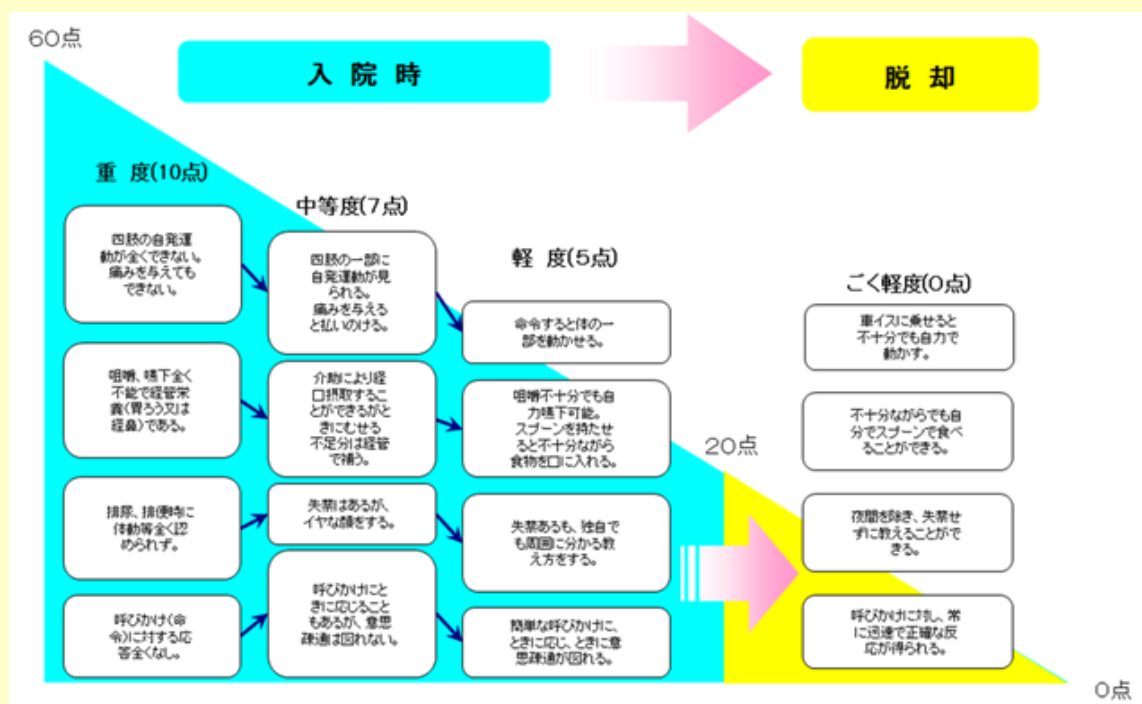
②療護センターに蓄積された知見・ノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り、共同研究を行うと共に、日本意識障害学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材育成と地域医療の充実に貢献。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。

- ③「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を用いた治療改善度を毎年度公表。その分析の結果、ナスバスコア平均値減少のほか、重症度別の分析のいずれも平均値が減少するなど治療改善効果を確認。

入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、入院患者の治療改善効果の更なる向上のため、この結果を過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用。

【参考】脱却までの推移



- ④療護施設機能一部委託病床では、毎年、療護センター長等会議、MSW担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、リハビリ担当者連絡会議等に各病院長、担当者等が毎年度出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。
- ⑤「一貫症例研究型委託病床」について、平成 30 年 1 月から患者の受け入れを開始した藤田医科大学病院において、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施。さらに、症例研究等を推し進めるため、令和 2 年 12 月に病床を拡充し、令和 3 年 1 月から患者の受入を開始。
- ⑥待機期間の短縮を図るため、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のため、療護施設の医師や看護師等が転院元の病院等へ訪問する事前調査について、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、外部要因に強く影響を受ける個々の事例を把握・整理し、入院審査のあり方等の検討。また、療護施設全体の今後のあり方について検討を行い、療護施設の空白地域となっている地域に設置する「小規模委託病床」について、平成 31 年 1 月から金沢脳神経外科病院、令和 2 年 2 月から松山市民病院に委託し、入院患者の受け入れを開始。

また、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和 3 年 7 月に「小規模委託病床」の公募を行ったが、コロナ禍の影響により、応募病院がなかった。引き続き、候補病院を探し、令和 4 年 3 月に再公募を行い、令和 5 年 1 月頃の受け入れを目指して調整を進めている。

- ⑦さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成 26 年度から療護施設看護の一環として実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナース研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術を向上。

上記のような各療護施設における充実した治療・看護の取組により、脱却者数は令和 3 年度末時点で 110 人となり、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると 119 人。

2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等による質の高い治療・看護を実施する。
- 治療改善効果を可視化し、治療・看護の質の向上につなげるための定量的指標を脱却者数から遷延性意識障害度評価表を用いた治療改善度（入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差）とし、今中期目標期間の実績を考慮し、同水準以上を目指す。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化などにより、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。
- 経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策については、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備するとともに、「リハビリの充実」等利用者ニーズを踏まえた機能強化について国と連携して検討する。
- また、今後、東北療護センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際しても、引き続き、質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備を図る。

2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援

(中期目標)

- ⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

(中期計画)

- ⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。

（注6）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

療護施設で得られた知見・成果の普及と在宅介護者等への支援として、以下の取組を実施。

1) 療護施設の知見・成果の普及

- ①第4中期計画開始時（平成29年度）から令和元年度までは、日本意識障害学会や日本脳神経外科学会等において研究発表。令和2年度は、コロナ禍の影響により、多くの学会が中止や延期となり、療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場が減少したが、令和3年度は、日本意識障害学会や他の各種学会のWeb開催のほか誌上等により発表するなど、普及促進に尽力した。これにより、令和3年度末までに計270件と目標165件（年間33件）を大きく上回る研究を発表した。

【研究発表件数】

平成29年度	52件
平成30年度	73件
令和元年度	64件
令和2年度	34件
令和3年度	47件

- ②各療護センターにおいて、短期入院協力病院等の看護師等へ療護センターが行う看護ケアなどの看護技術の研修を令和3年度末までに計91病院4施設156人に対し実施。

【短期入院協力病院等への研修実績】

平成29年度	24病院	38人
平成30年度	30病院	1施設51人

令和 元年度 27 病院 47 人
 令和 2年度 9 病院 2 施設 17 人
 令和 3年度 1 病院 1 施設 3 人

[短期入院協力病院等に対する実務研修プログラム]

項 目	内 容
全体	・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1 日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

③中部療護センターに開設した「連携大学院」について、平成 21 年度以降合計 8 人が入学し、3 人が修了。また、日本意識障害学会等において、研究成果を発表。

2) 在宅介護者等への支援

①各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供・相談等を令和 3 年度末までで 58,564 件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施。

【情報提供・相談対応】

平成 29 年度 11,499 件
 平成 30 年度 11,741 件
 令和 元年度 11,805 件
 令和 2年度 11,453 件
 令和 3年度 12,066 件

②在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報提供や、NASVAホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を掲載し、情報提供を積極的に実施。

③千葉療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載するなど利用者利便に配慮した積極的な受け入れを図った。

2) 次期中期目標期間における見通し

療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。

また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病院の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。

3) 介護料の支給等

(中期目標)

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成28年度末全体職員の18%以上とする。

(中期計画)

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。

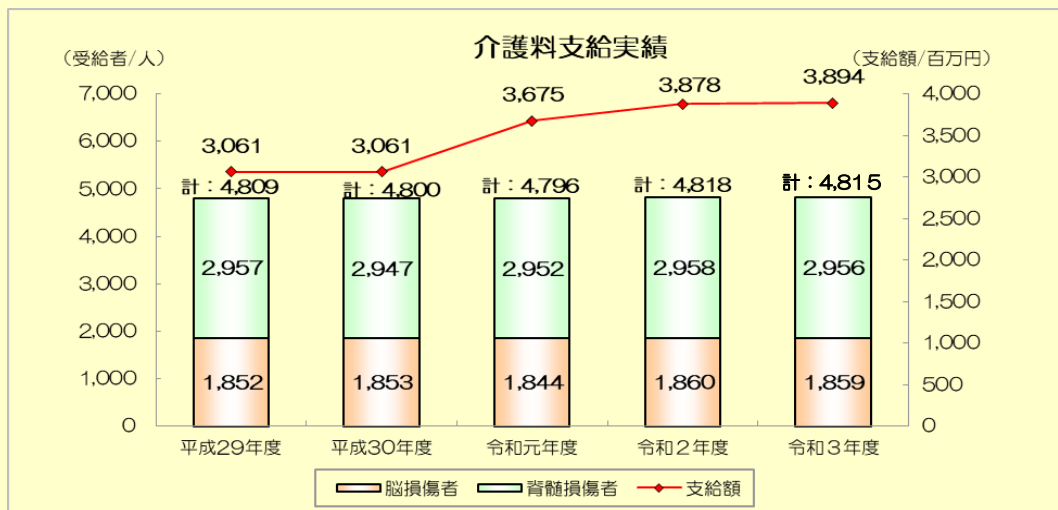
◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

後遺障害の程度、介護の状況に応じた介護料の支給を行うとともに、受給資格者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを行った。また、各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報提供を行うなど、介護料受給者やその家族（以下「受給者等」という。）を精神的な面においても支援した。

○ 介護料支給実績

後遺障害の程度、介護の状況に応じて介護料を支給した。



労働者災害補償保険法の一部改正により、介護（補償）給付額の見直しがなされたことから、介護料支給額も同水準に見直すこととし、平成31年4月及び令和2年4月に介護料支給額の引き上げをそれぞれ実施した。

・特Ⅰ種（上限）の例：

平成31年3月 136,880円 → 平成31年4月 209,430円 → 令和2年4月 211,530円

○ 受給資格者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目の見直しを実施した。

・令和2年4月～

受給者家族のニーズの高かった介護用品を新たに介護料支給対象品目に追加した。

（追加品目：パルスオキシメーター、スライディングボード、褥瘡用ドレッシング材 等）

・令和3年1月～

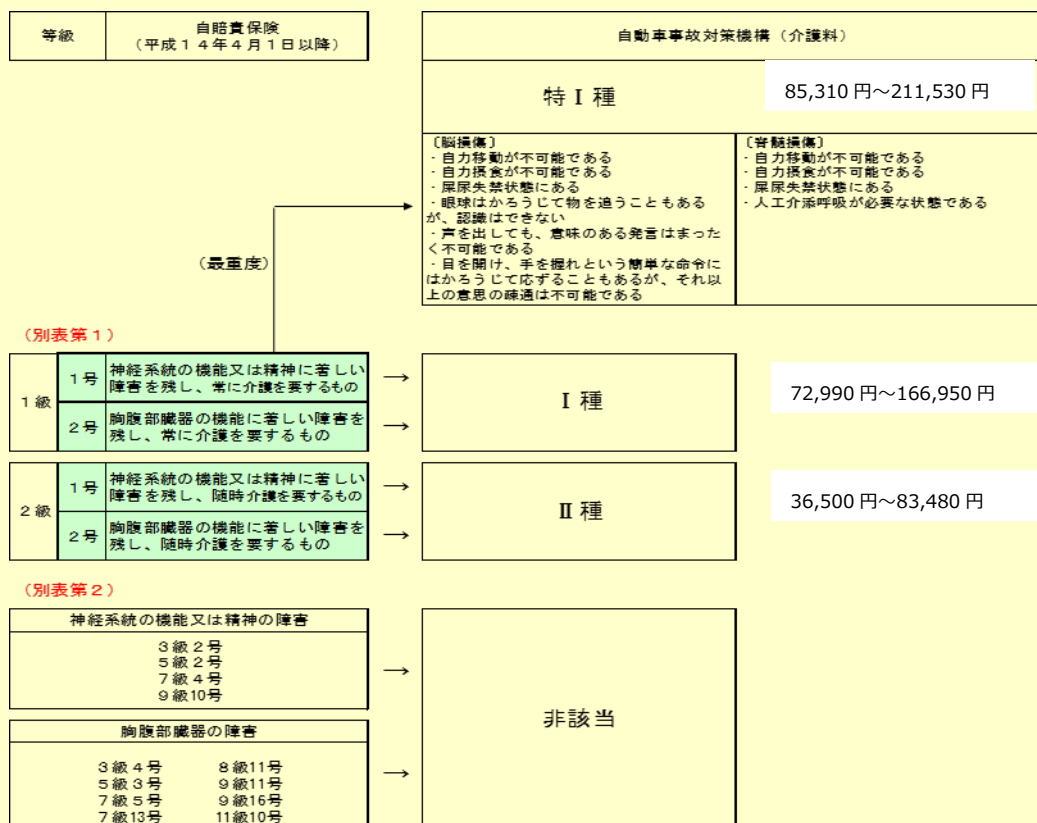
新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する介護用品を新たに介護料支給対象品目に追加した。

（追加品目：非接触体温計、消毒液・除菌液、医療用マスク 等）

介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者	85,310円～211,530円/月
常時要介護	Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	72,990円～166,950円/月
随時要介護	Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	36,500円～83,480円/月

自賠責保険とNASVA介護料との関連について



注）緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

○ 訪問支援実績

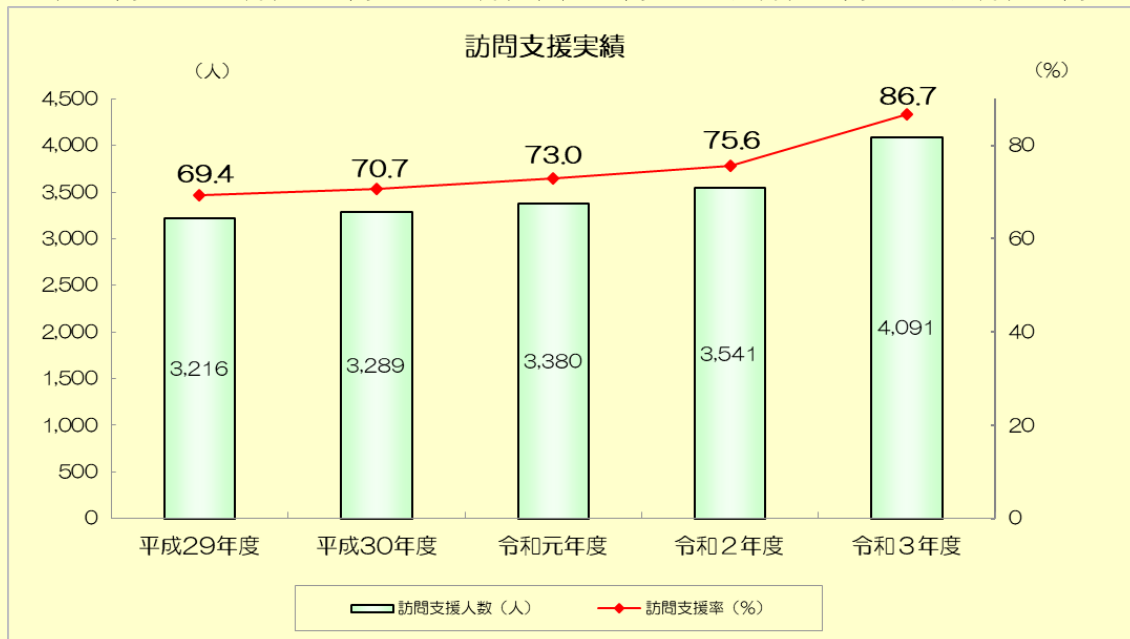
各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者及び家族による介護に関する相談への対応、各種情報の提供等を行う訪問支援を実施した。

平成26年10月から実施している「被害者援護促進の日」を引き続き有効活用したほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実させた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援の実施が困難となったことから、継続的な被害者支援に取り組むため、令和3年度からリモート方式による訪問支援を試行的に実施した。その結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクを回避しつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたことにより、令和3年度の訪問支援実施率は、コロナ禍の中、訪問支援を開始した平成19年度以降で最高となる86.7%であった。

なお、新規認定者に対する訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、対面による訪問拒否等により令和元年度以降、100%の訪問支援は叶わなかったものの、令和3年度にリモート方式の訪問支援を試行的に実施した結果、98.2%と令和元年度及び令和2年度を上回る訪問支援実施率となった。

(29年度：100%、30年度：100%、令和元年度：87.7%、2年度：88.5%、3年度：98.2%)



【訪問支援の実施内容】

① 主な相談内容

- ・受給者の身体状態への心配・不安（ADL低下、褥瘡、排泄、体温調整 等）
- ・「介護者なき後」の心配・不安
- ・就労状況に関する不安や不満（雇用形態、就労環境、低賃金 等）
- ・災害への不安（避難方法、避難所での生活、医薬品・介護用品の確保 等）
- ・高次脳機能障害に対する理解の不足（社会における認知度の低さ、対人トラブル 等）
- ・介護者の負担（コロナ禍における外出自粛によるストレスやサービス利用制限による介護者の負担、介護ストレス、介護者自身の健康不安・体力低下）

- ・介護者の体調不良や急用等の緊急時の受給者の受け入れ先
- ・自治体への要望（自治体担当者の質、介護サービスの内容、市町村間の格差 等）

② 主な提供情報

- ・医療機関（リハビリ、訪問看護等）の案内
- ・障害者支援施設などの入所施設の案内
- ・短期入院（入所）協力病院（施設）や助成制度の具体的な案内
- ・介護料支給額の改定
- ・介護用品・器具関連の情報（有効な介護用品・器具、購入方法・場所、助成制度 等）
- ・障害者に関する自治体等の支援制度
- ・災害対策に関する情報
- ・バリアフリー旅行・飲食店やスポーツ施設の情報

【受給者等からの感想】

- ・電話で様々な説明を受けても分かりにくいことがある。今回のように家に来てもらい、説明を受けると非常に分かり易く助かっている。また分からないことがあったら訪問して欲しい。
- ・毎年来てくれるのはありがたい。愚痴を聞いてもらえるだけでも気持ちが軽くなる。
- ・見離されていないと感じられるので、訪問支援で来てもらえるのは嬉しい。来年も来て欲しい。
- ・どなたも非常に良い傾聴訓練を受けていると感心しており、また、前もって調査しているのか質問には的確な回答で親切丁寧です。
- ・介護が始まったばかりで分からないことばかりでしたが、丁寧に色々と提案してもらえた。
- ・日頃、家族で不安に思っている心配事に分かり易く相談に乗っていただけるので、安心して相談できます。
- ・和やかに話し合いもできますし、質問にも快く答えてくれます。随分前になりますが、介護料請求の書き方の見本を作ってわざわざ送ってくれたこともありました。今でもそれを参考にさせていただいています。
- ・こちらの他愛ない話でもゆっくり聞いてくれるので、受け入れられている感じがして孤立していない安心感を得られます。訪問時に相談事がなくても、何か問題が発生したときに相談しようと思えることが心強いです。

○ コーディネーター（被害者支援専門員）の養成

被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者による研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護センターにおいて5日間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。

また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。

コーディネーター養成研修実績（令和3年度末：21.0％）

- ・座学（29年度：13人、30年度：11人、令和元年度：9人、2年度：5人、3年度：14人）
- ・実技（29年度：12人、30年度：8人、令和元年度：7人、2年度：5人、3年度：5人）
- ・座学（Ⅱ種 3年度：32人）

2) 次期中期目標期間における見通し

- 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させる。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化する。

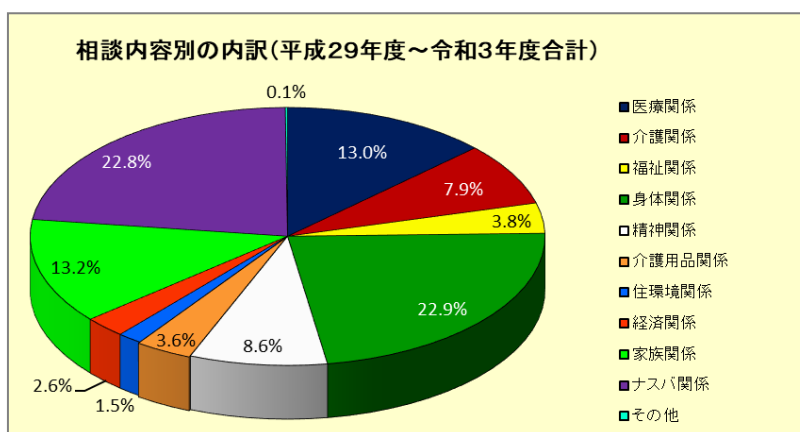
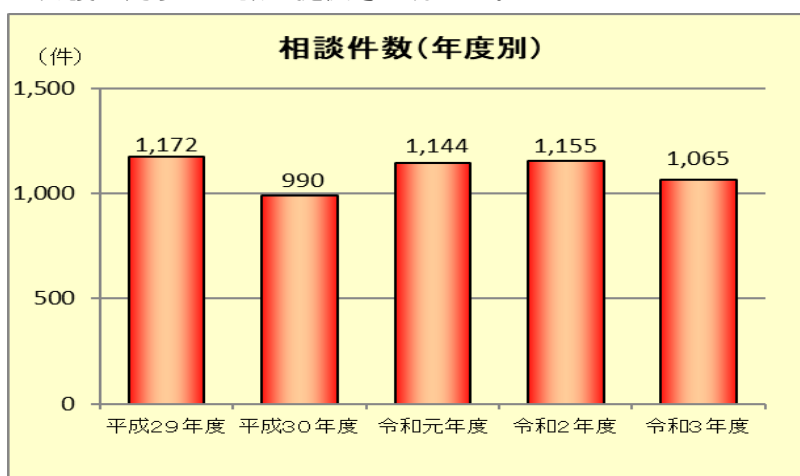
また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努める。

なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努める。

- 専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和2年度末全職員の50%以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 全主管支所に「在宅介護相談窓口」を設置し、介護料受給者及び家族の相談に対応し、介護福祉士等による介護に関する知識の提供等を行った。



（中期目標）

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。

（中期計画）

- ② 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。

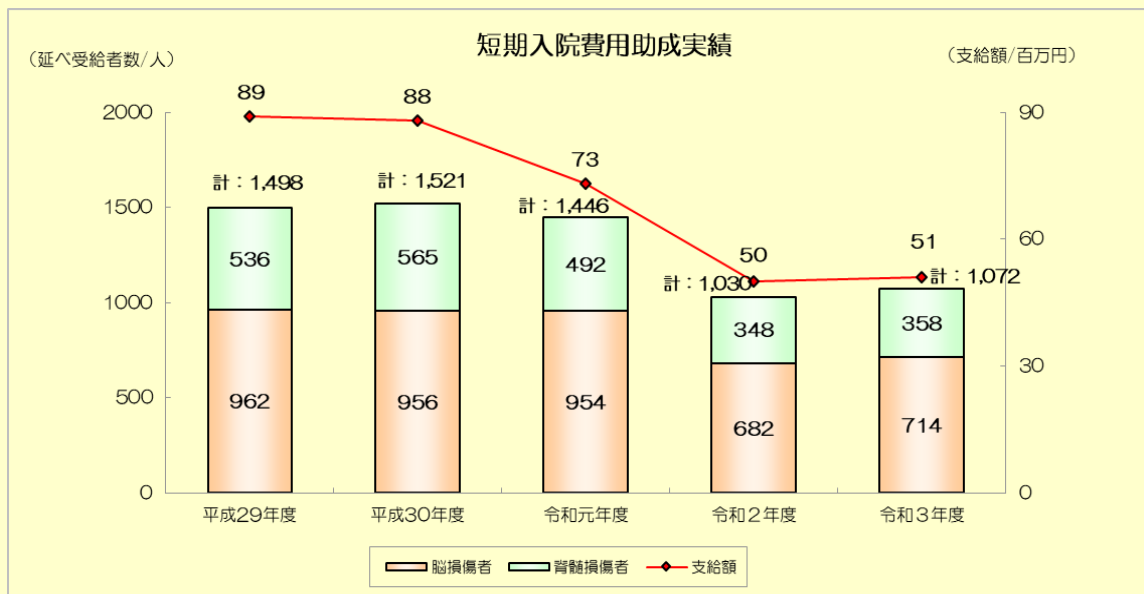
また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

○ 短期入院・入所費用の助成実績

短期の治療・養護を目的として病院等に入院・入所した者に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担金並びにヘルパー等の付き添いに要した費用の助成を行った。



短期入院（所）費用の助成制度

原則として、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院（所）した場合の、

- ① 入退院（所）時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額
- ③ 入退院（所）時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①～③の合計額を年間※45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	+	③ヘルパー等の付き添い に要した費用の 自己負担額	≤	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------------	---	---------------------------

○ 短期入院協力病院等意見交換会の開催

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、各主管支所の主催により国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会（協力病院等意見交換会）を開催し、情報共有や事例検討等による利用促進に向けた意見交換を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を訪問支援等の際に受給者等に案内した。

他方、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

2) 次期中期目標期間における見通し

- 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施する。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供する。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぐ。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

（中期目標）

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

（中期計画）

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催します。

- ④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。

さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

1) 中期目標期間における取組み

○ 介護料受給者及び家族等の交流会の開催

同じ境遇にある各ご家庭・受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国各支所で開催した。また、交流会の場においては、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、災害対策や成年後見制度に関する勉強会等を開催したほか、介護用品の紹介や、協力病院等の短期入院・入所に係る情報提供を行うとともに、令和2年度以降、コロナ禍における感染リスク回避のため、Webも活用した交流会を実施した。

【交流会の開催】

- ・平成29年度：延べ48回開催（47支所）
- ・平成30年度：延べ49回開催（47支所）
- ・令和 元年度：延べ42回開催（41支所）
- ・令和 2年度：延べ51回開催（50支所）
- ・令和 3年度：延べ55回開催（50支所）

○ 訪問支援を通じて受給者等の緊急連絡先の把握を行うとともに、災害発生時に安否確認を実施した。

○ 主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員によって、療護施設等と連携して受給者等の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供した。

- ・平成29年度：1,172件
- ・平成30年度：990件
- ・令和 元年度：1,144件
- ・令和 2年度：1,155件
- ・令和 3年度：1,065件

2) 次期中期目標期間における見通し

介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- NASVAホームページに「自動車事故による重度後遺障害者・家族が「介護者なき後、親無き後に備えるための情報」を掲載し、国土交通省と連携のうえ、受給資格者及び家族が「介護者なき後」に備えるために必要な制度情報等を発信した。

＜HP「自動車事故による重度後遺障害者・家族が「介護者なき後、親無き後に備えるための情報」＞

自動車事故による重度後遺障害者・家族が
「介護者なき後、親なき後」に備えるための情報



[サイトマップ](#) [紙製のPDFファイル](#) [文字を大きくするには](#)

[トップページ](#) [介護者なき後問題とは](#) [介護者なき後の財産管理](#) [介護者なき後の生活資金の確保](#)

サイドメニュー

[本サイトについて](#)
[運動性意識障害の方を
介護しているご家族へ](#)
[高次脳機能障害の方を
介護しているご家族へ](#)
[脊髄損傷の方を
介護しているご家族へ](#)
[地域情報](#)

自動車事故による重度後遺障害者のご家族の方へ

当サイトは、自動車事故による重度後遺障害者とその介護をされているご家族の方を対象としております。介護者の方の中には、「介護者なき後」（いわゆる親なき後を含む。）^{（※）}に子どもが十分な介護を受け、安心した生活を送るためにはどうすればよいのかという悩みをお持ちの方も多いと思われます。「介護者なき後」に備えるためには、様々な準備が必要となりますので、必要な情報を集め、具体的な手続きを進めておくことが大切です。このような準備を通じて将来への「介護者なき後」の悩みを抱える介護者の方が、少しでも将来への見通しが描けるようになり、その悩みが軽減されることを願い、このウェブサイトを開設いたしました。

（※）本サイトにおいて「介護者なき後」とは、介護者の介護力が失われ、介護ができなくなった後、または介護者（親など）が亡くなった後の状態のことを指します。

新着情報

28

（中期目標）

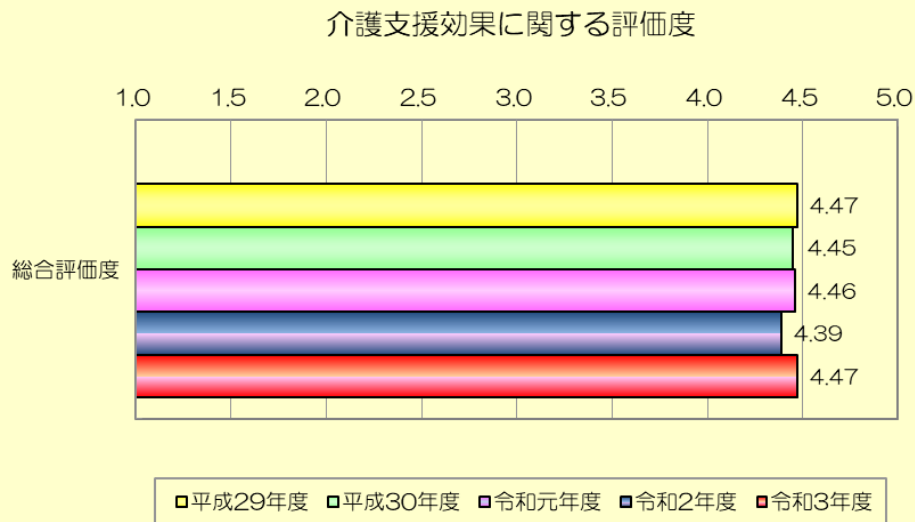
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．３９以上とする。

（中期計画）

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．３９以上とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む）

重度後遺障害者の家族に対する介護支援効果に関する評価度について、各年度の調査において、目標値の４．３９以上の評価を得た。

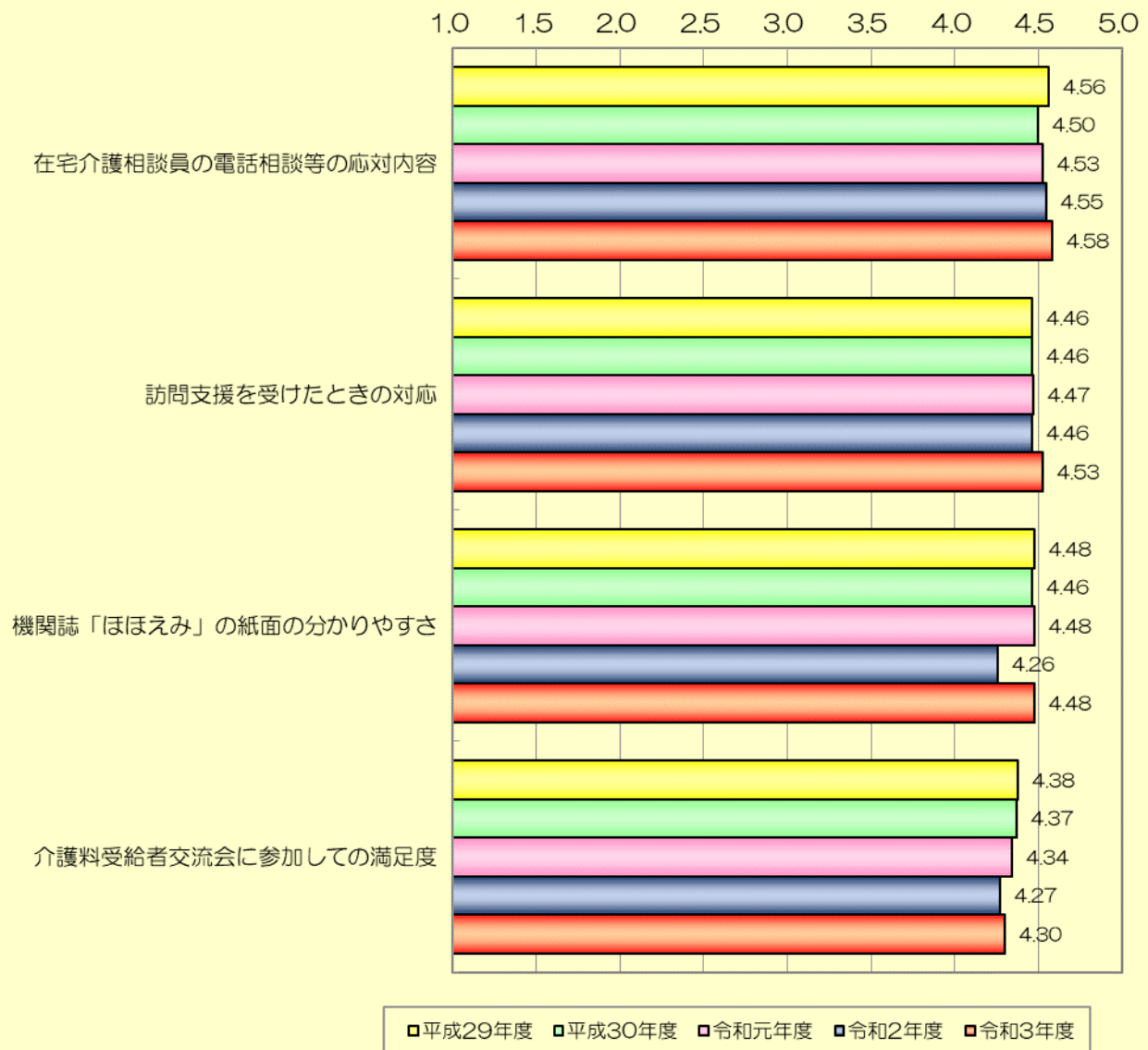


＜各年度の調査概要＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査時期	平成30年2月	平成31年2月	令和2年2月	令和3年2月	令和4年2月
調査対象	平成29年12月末現在の介護料受給者の家族	平成30年12月末現在の介護料受給者の家族	令和元年12月末現在の介護料受給者の家族	令和2年12月末現在の介護料受給者の家族	令和3年12月末現在の介護料受給者の家族
調査数	4,655件	4,655件	4,655件	4,689件	4,666件
回収数	2,518件	2,494件	2,251件	1,257件	2,784件
回収率	54.1%	53.6%	48.4%	26.8%※	59.7%

※令和2年度のみWebを利用したアンケート調査を実施（他年度は紙によるアンケート調査）

介護支援効果に関する項目別評価度



◎ 次期目標期間における見通し

- 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

4) 貸付・精神的な支援の実施

(中期目標)

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士との交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（全中期目標期間実績：平成24年度から27年度の平均回収率38.0%）

(中期計画)

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。

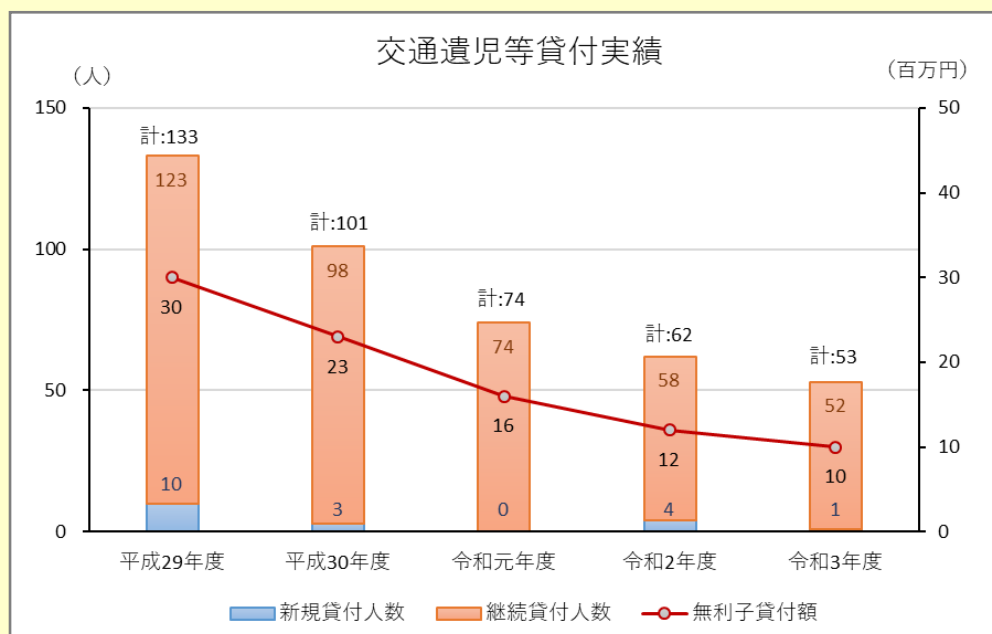
◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

交通遺児等に対し、無利子貸付を行い、効果的な被害者救済を図った。また、交通遺児及び保護者等を対象とした「友の会」を運営し、被害者家族同士の交流を促進するなど、被害者に対する精神的支援を効果的に実施した。

○ 貸付実績

交通遺児等に対し、無利子貸付を行った。



交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。

(1) 友の会活動

1. 友の会の集い

全国50支所において交通遺児等の相談を受けている被害者援護員（H27.12までは家庭相談員）のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施した。

2. 保護者交流会

保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見・情報交換を行う場として「保護者交流会」を実施した。



【友の会の集い】



【保護者交流会】

3. 子どものみの集い（自然教室）

親と離れ自然にふれ合う環境において集団生活を経験することで、自立心の向上や仲間と協力する大切さを学ぶ「子どものみの集い」を実施した。



(2) 機関誌「友の会だより」の発行

年4回発行し、全国の友の会活動の様子や、会員の励みに繋がる記事及び他の機関が実施する支援制度など有益な情報を掲載した。

また、更なる会員の励みに繋がるよう記事や紙面の見直しを行った。(下記会員の声)

〈会員の声〉

- ・交流会の記事や皆さんの投稿、とても楽しく読みごたえがあります。
- ・小学校低学年でも見やすい。
- ・カラー印刷で字の大きさも丁度よく、会員の投稿も多く採用されておりしっかり読んでいます。



(3) 各種コンテストの開催

各年度において、作品の創造を通して子どもたちの感性や想像力を養う機会を設けるため以下の各種コンテストを開催した。応募作品の中から入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施した。優秀作品等については、国土交通省ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。

平成29年度・・・・・・写真コンテスト

平成30年度・・・・・・絵画コンテスト

令和元年度・・・・・・書道コンテスト

令和2年度・・・・・・写真コンテスト

令和3年度・・・・・・絵画コンテスト

【表彰式の様子】



【平成29年度写真コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【平成30年度絵画コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【令和元年度書道コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【令和2年度写真コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

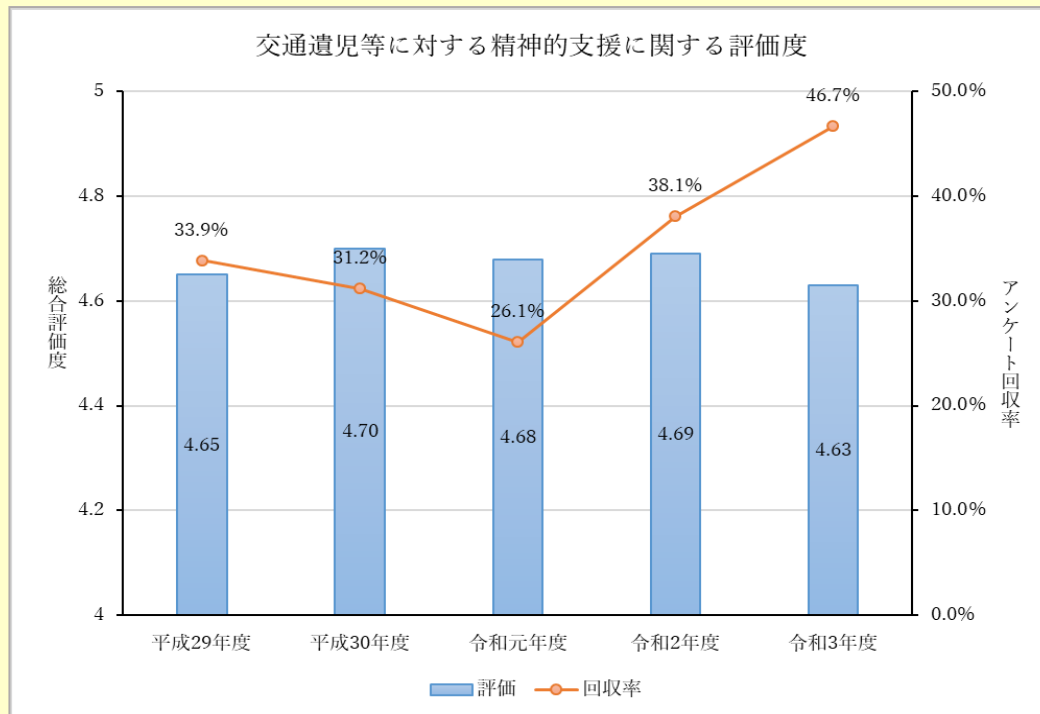
【令和3年度絵画コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む）

被害者に対する精神的支援に関する評価度について、各年度の調査において、目標値4.61を上回る評価を得た。



<調査概要>

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査期間	平成30年2月	平成31年2月	令和2年2月	令和3年2月	令和4年2月
調査対象	交通遺児友の会会員世帯 (1,000世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,000世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,000世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (628世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (507世帯)
回収数	339通	312通	261通	239通	237通
回収率	33.9%	31.2%	26.1%	38.1%	46.7%

2) 次期中期目標期間における見通し

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図る。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施する。
- 上記施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

企業・団体からの支援やNASVAからの働きかけで、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待していただくことにより、同じ境遇者同士が時間を共有することによりコミュニケーションが図られ精神的支援の充実に繋がった。なお、今後も企業等に対し支援の要請を図っていくこととする。

【コスモ石油主催の「わくわく探検隊」】



【マツダ(株)主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】



【(公社)日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



※上記企業招待の写真は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前(平成30年度以前)に撮影されたものです。

5) 債権管理・回収の強化

(中期目標)

④適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。

あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

(中期計画)

④早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。

また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。

⑤債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

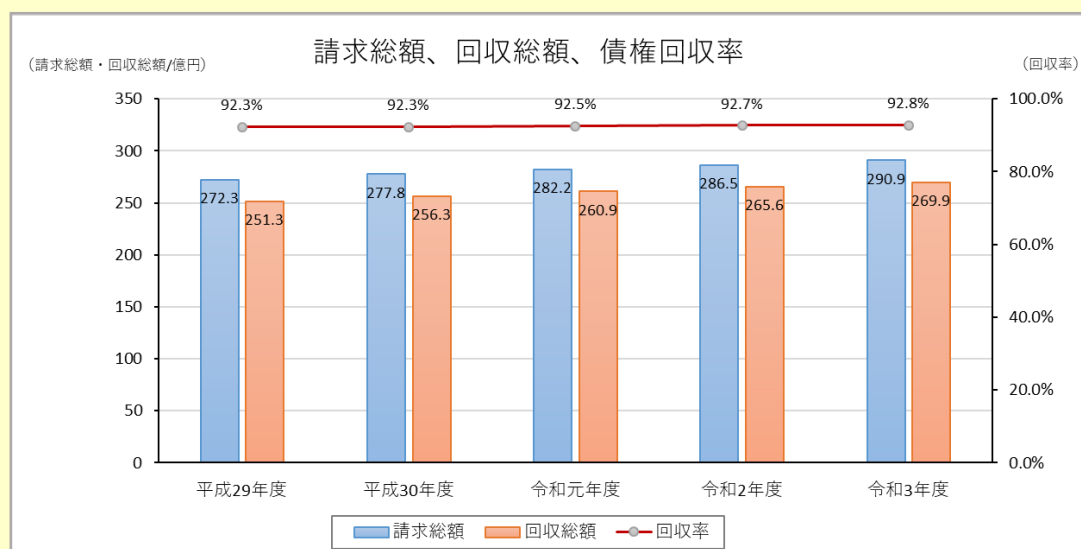
◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し

1) 中期目標期間における取組み

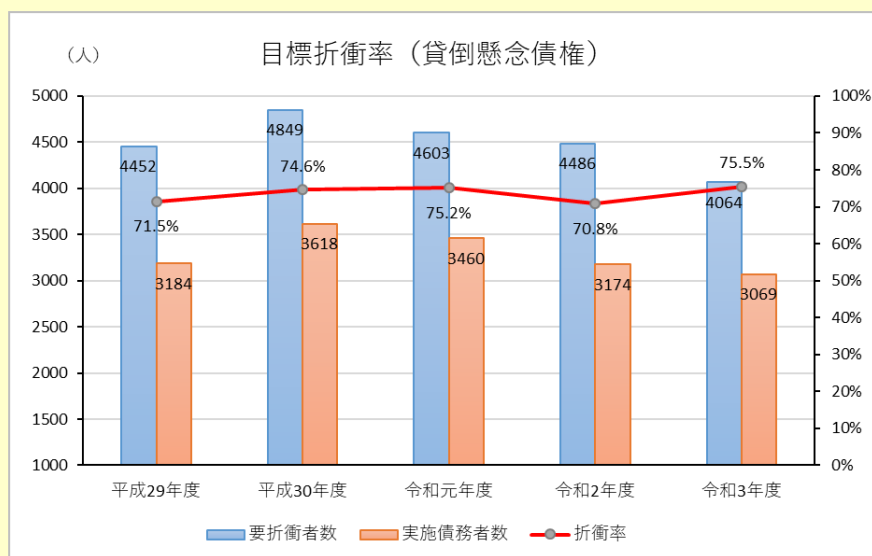
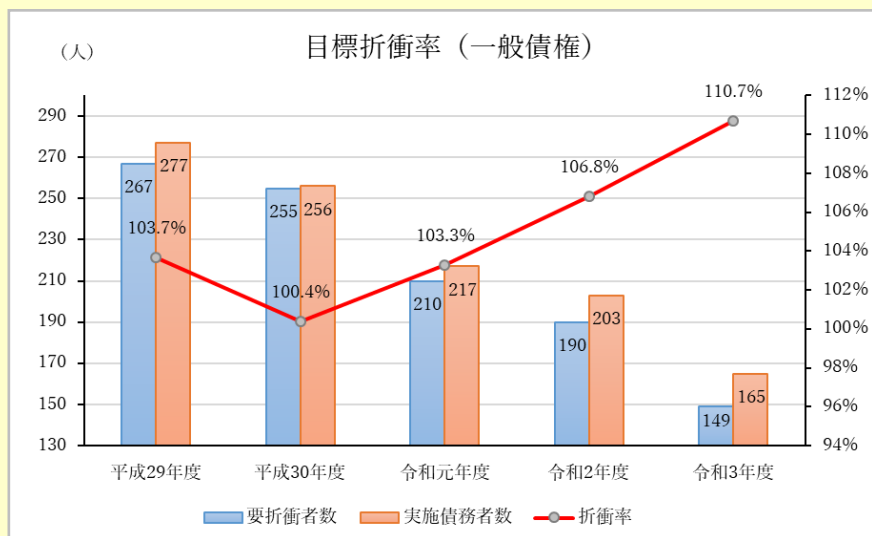
債権管理規程に基づく適正な債権管理及び以下の取組により、中期目標期間の年度毎の回収率90%以上を確保した。

- 1) 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき毎年度目標折衝率を定め、早期の折衝を実施した。
- 2) 早期折衝の実施のため各主管支所へ毎年度被害者援護業務実施基準等を作成し周知した。
- 3) 平成29年度より貸付利用者が20歳に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知した。
- 4) 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について毎年度審議し、その結果についてホームページで公表した。

○ 債権回収率の実績



○ 債権分類に基づく目標折衝率設定による折衝実績



※要折衝債務者数は各債権の分類で、返還の滞納により未納金が計上されているもの。

※一般債権は80%以上、貸倒懸念債権は65%以上（令和2年度まで60%以上）と目標を設定している。

2) 次期中期目標期間における見通し

○債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率を90%以上確保する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

6) 自動車事故被害者への相談対応・広報活動

(中期目標)

療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

(中期計画)

- ① 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) ナスバ交通事故被害者ホットライン

- 自動車事故の被害者等に対して総合的な情報提供サービスを行うホットラインの利用向上を図るため、損害保険会社、都道府県警察、市町村等に対しリーフレット等の配布や HP を見やすくリニューアルするなどして、周知活動を行った。

また、オペレーターに対し、ナスバの各種支援制度の案内や的確な情報提供を行うため、研修を行い対応水準の向上を図った。

- ホットラインをより多くの方に交通事故被害者の方々に利用してもらうため、ナスバが実施するイベント会場や講習会場にてチラシやリーフレット配布した。

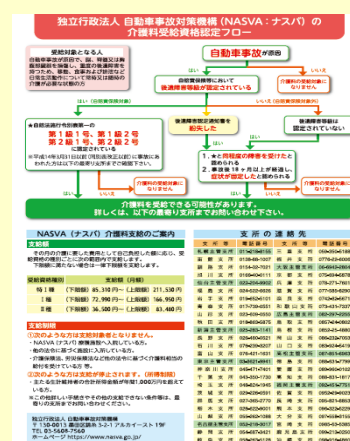
また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、警察署、病院（救命救急病院、回復期リハビリ病院）に対し周知活動を行った。

「※コールセンター事業者を利用した周知活動をいう。」

チラシ（表）



チラシ（裏）



リーフレット（表）

交通事故の相談先にお困りの方はご連絡を！

NASVA
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738
受付時間10:00～12:00 13:00～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

【0570】はナビダイヤルの番号です。(固定電話からは通常より低額な3分9円内の通話料でご利用できます。)
一部IP電話からの場合は、03-6853-8002 (通話料金は通常の通話と同じ) にお電話いただけます。

ホットラインの主な業務内容
○相談窓口のご案内
事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる相談窓口をご案内しています。

●よくあるお問い合わせとご紹介先(例)
お困りごとの内容に応じて無料でご相談いただける窓口をご案内いたします。

交通事故後の対応について相談のつてくれるところは？
最寄りの交通事故相談所(自治体等に設置の法律相談窓口)
(公財)日弁連交通事故相談センター などをご案内しています。

保険が適正に処理されているか不安なだけ…
(一社)損害保険協会そんぽADRセンター などをご案内しています。

今受けている治療は妥当なの？
最寄りの医療安全支援センター などをご案内しています。

立ち直れない、精神的なサポートを受けたいだけ…
最寄りの被害者支援センター などをご案内しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。
(NASVA交通事故被害者ホットラインHP)
このリーフレットはAランクの素材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

リーフレット（裏）

一自動車事故の被害に遭われた方へ

NASVA 被害者援護制度のご案内

NASVAの交通事故被害者援護制度をご存じですか。

遺族性意識障害の方のための療養施設の設置・運営
重度の後遺障害をおかれた方への介護料の支給
交通遺児等の方への無利子の生活資金の貸付
を通じて交通事故被害者とそのご家族を支えています。

独立行政法人自動車事故対策機構
National Agency for Automotive Safety & Victim's Aid
ナスバ 検索

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイスト19階
電話 03-5608-7560(代表) FAX 03-5608-8610

※がホットライン紹介ページ

2) ほほえみ

年4回発行し、介護料受給者や被害者団体に配布した。特集記事として、NASVA被害者援護業務の取組を掲載するとともに、自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

また、国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に介護者なき後問題に関する情報を新たに掲載した。

3) ナスバギャラリー

・ナスバ支所への設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度後遺障害を負った方）が作成した絵や詩を事務所内に展示し、来所された方（適性診断ドライバー等）へ安全運転の意識醸成や被害者支援の意識付け並びに被害者の憩いの場の提供を目的に順次設置。



・ナスバギャラリー I N東京（イベント活動）

支所外において、平成25年から東京メトロ銀座線三越前駅（東京都中央区日本橋）構内や日本自動車会館エントランスホール、新宿駅コンコースでの「交通安全。アクション2021新宿」などで開催、友の会コンテスト優秀作品及び介護料受給者の創作作品を展示し、交通事故被害者の想いを伝えることで交通安全への意識付けや被害者支援についての情報発信を行った。



2) 次期中期目標期間における見通し

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

平成27年度から実施されている、被害者の中でも「重度後遺障害者」の方の視点を取り入れた教育において、毎年、ナスバが講師として講義を実施した。

受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、ナスバは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。



(3) 自動車アセスメント情報提供業務

1) 効率的・効果的な試験・評価の実施

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行う。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。
- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

(中期計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。
また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

○ 安全な車の選択・開発促進

効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、中期目標期間において延べ衝突安全性能評価38車種、予防安全性能評価57車種、令和2年度から導入した衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価として自動車安全性能評価21車種、チャイルドシート安全性能評価24製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。

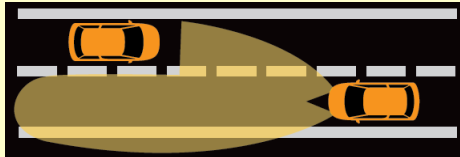
最高評価であるファイブスター獲得車種数は中期目標期間において述べ40車種になり、また、ファイブスターの平均評価得点数、最高評価得点は、高いレベルが維持されている。

以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

○ 制度充実のための取組・情報共有

ロードマップに基づき、以下の安全性能の高い装置等に関して、評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行った。

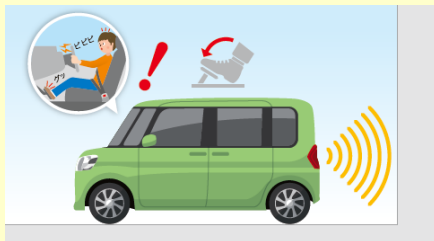
・高機能走行用前照灯（平成30年度導入）



相手車両に眩しさを与えないように走行ビームの照射範囲を可変制御するシステムや走行ビームとすれ違いビームが自動で切り替わるシステム。

⇒システムの機能により性能評価

・ペダル踏み間違い時加速抑制装置（平成30年度導入）



前方及び後方における人以外の対象物を検知し、アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる衝突の被害を軽減するために、出力制御や制動制御を行うシステム。

⇒試験速度に応じた減速量により性能評価

・歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」夜間性能（街灯なし条件）（令和元年度導入）



夜間（街灯なし）における前方の歩行者を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム。

⇒試験速度に応じた減速量により性能評価

・わかりやすく評価結果を情報提供するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価（令和2年度導入）



- ・自転車対応の「被害軽減ブレーキ」（令和4年度導入）



昼間における前方の自転車を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム。

⇒試験速度に応じた減速量により性能評価

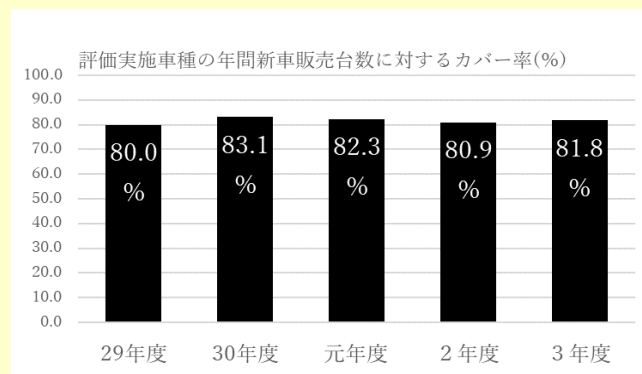
- ・交差点对応の「被害軽減ブレーキ」
- ・ムービングバリアを用いた前面衝突試験
- ・先進的脚部インパクトを用いた歩行者脚部保護性能試験

- 毎年の国際会議等の場において、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報共有を実施した。

Global NCAP会合の様様



- 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、各年度において80%以上となった。



2) 次期中期目標期間における見通し

公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行うことにより、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進する。

また、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

2) わかりやすい情報提供

(中期目標)

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

(中期計画)

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

自動車等の安全性能の評価結果等をわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に情報提供をこれまで以上に行うため、以下の取組みを実施した。

○ パンフレット、ホームページの改善等

- 平成30年度から開始した事故自動通報システムを備えた車種に対する評価結果の公表にあたっては、ユーザーが装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを掲載するとともに評価結果をわかりやすく表した「事故自動通報システム機能評価」パンフレットを作成した。
- 各種パンフレットやホームページについては、新たに追加された試験項目や変更内容等が理解されやすいよう、掲載内容の構成等を見直した。また、令和2年度の評価結果より、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく表示した。それに伴い、パンフレットを統合、簡素化し、わかりやすく手に取りやすいものとした。あわせてYouTubeの試験動画のみを視聴するユーザーのために評価結果を含めるなど、わかりやすく紹介している。
- 予防安全装置については、パンフレット、ホームページ、試験映像、Facebookの紹介でも、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によっては、自動車の安全装置等が作動しなかったり十分な効果を発揮しないことを表示し、過信について注意喚起をしている。

【「事故自動通報システム機能評価」パンフレット】



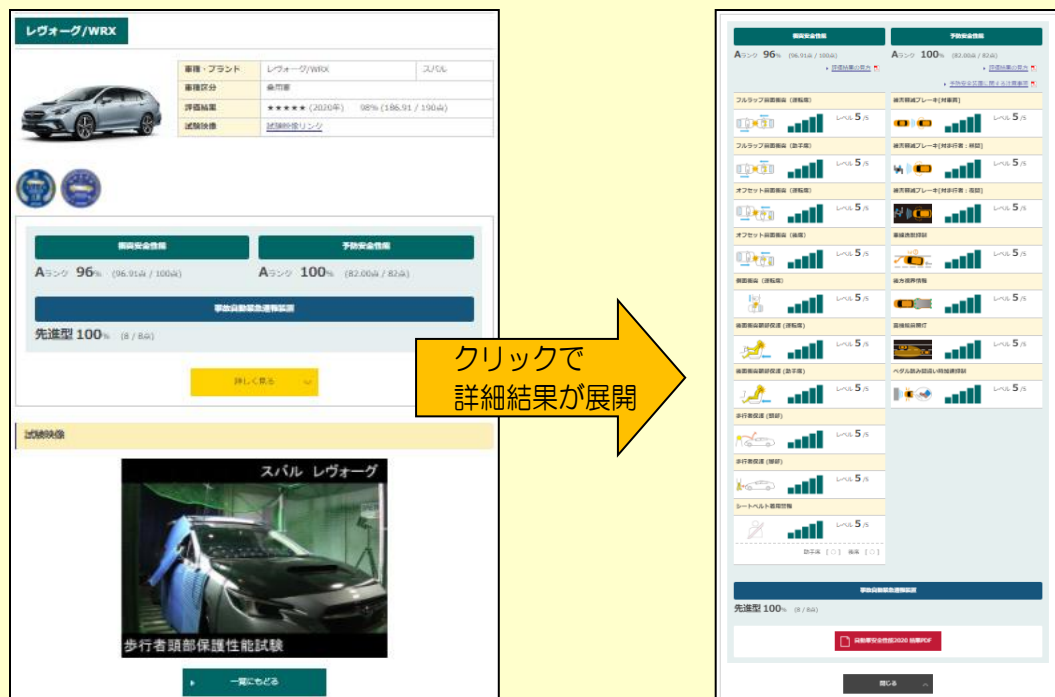
【個別の評価となっていたものを統合した「自動車安全性能」パンフレット】



【旧ホームページ（それぞれの評価が別ページで表示）】



【新ホームページ（別々のページではなく、全ての評価を1ページで表示）】

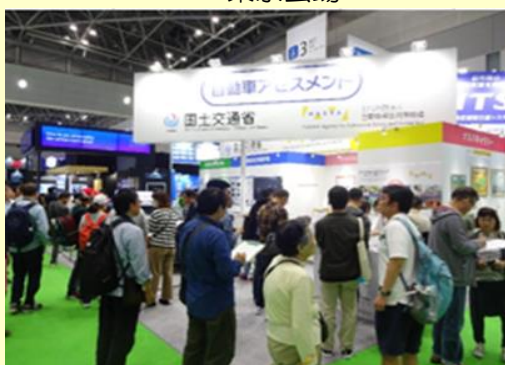


○ 発表会等の開催による広報活動

- ・東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、東北（仙台）の各モーターショーにおいて、自動車アセスメントの展示ブースを出展し、パンフレット等の配布の他、衝突試験車両の展示、公開デモ試験、乗車体験、各試験の動画の上映を行った。
- ・「自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表した。
- ・令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況下において、新たな取り組みとして、「自動車アセスメント結果表彰式」を実施した上でその模様を編集した動画の放映や「自動車アセスメント結果発表会」を完全オンラインで開催しその模様をYouTubeにて生配信した他、運転免許更新時の講習映画に予防安全装置に関する自動車アセスメント試験映像を使用上の注意とともに提供を行った。

モーターショーの様様

東京会場



大阪会場



自動車アセスメント結果発表会の様様



運転免許更新時の講習映像



○ 全国組織を活用した各地での広報活動

- ・ 主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。
- ・ 地方の交通関連イベントや介護料受給者交流会等において、パンフレットの配布を行ったほか、試験動画の上映、試験車両の展示、チャイルドシートの取り付け体験等、理解を深められるような広報活動を全国で実施した。
- ・ 令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止となる中、新たな取り組みとして、病院へのパンフレットの配布拡大、地方ラジオ局番組において自動車アセスメント事業の紹介、駅構内でのパンフレット配布を行った。

名古屋主管支所「トラックフェスティバル」
(ナゴヤドーム)



高松主管支所「冬の交通安全キャンペーン」
(イオンモール高松)



岡山支所・高松主管支所「交通マナーアップキャンペーン」
(イオンモール岡山)



神奈川支所「自動車なんでも相談所」
(JR横浜駅東口)



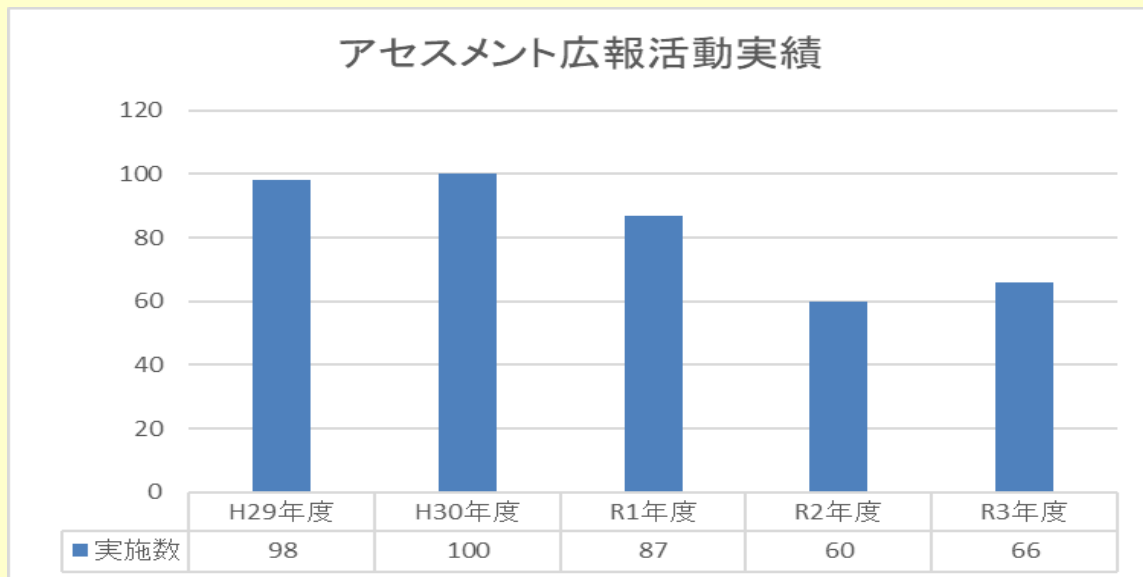
宮崎支所「安全な車選び」
(JR宮崎駅構内)

(JR宮崎駅)



以上の取り組みにより、ホームページのアクセス件数が平成29年度以降100万回前後の高い水準で推移しており、また、各種パンフレットの配布数も各方面から多くの要望を受け、29年度には過去最高の約200万部と大きく向上した。

さらに、全国での試験車両展示等による広報活動の実施件数は目標50件以上を大きく上回る高い水準で推移している。



2) 次期中期目標期間における見通し

自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶように、また、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるように、自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等

(中期目標)

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

(中期計画)

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

- ・業務改革推進検討委員会のもと業務改革推進検討プロジェクトチームにおいて、モデル支所を選定し、業務の効率化、高度化のための取組の実施、効果の検証を行い、全国の主管支所において業務の効率化、改善のための取組を実施した。
また、各支所において、必要に応じ、業務の見直しを行い、垣根を越えた効率的な運営体制を確保すべく、業務改善を行った。
- ・平成29年度にWeb会議システムを導入し、各種会議などをできる限りWeb会議システムでの開催に努めたとともに、平成30年3月には機構本部内の会議にタブレット端末を導入したことにより、時間効率や費用等の削減が図られた。
- ・令和元年6月に勤怠管理システムの導入し、時間効率化を図った。
- ・令和2年11月、行政改革推進本部事務局から発出された事務連絡「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」に基づき、独立行政法人に対しても適切な対応が求められたことをきっかけとして、当該3業務にかかる業務の総点検を実施した。これにより、計130件の手続を洗い出し、速やかに見直しを行った。(国が所掌する関係法令等の改正に合わせて対処する手続は、その進捗に則り順次対応)

さらに、総務・人事・会計業務以外の業務にかかる内部手続についても、同様の観点から点検を行うとともに、主管支所・支所の担当者の負担軽減等の観点から、本部から求めている各種報告についても精査を行った。これにより、書面・押印・対面手続として2件、各種報告については、廃止を含む計9件の見直しを進めた。

このほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延に際し、Web会議システムを更改し有効活用することにより、効率的な業務運営体制の確保、経費削減に努めた上、電子決裁システムの本格稼働や、テレワークシステムの本部への導入により、コロナ禍においても安定的な業務運営を可能とする環境整備を図った。

2) 次期中期目標期間における見通し

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等の合理化の取組の推進

(中期目標)

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。

(中期計画)

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成28年度比で15%の額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成28年度比で10%の額を削減した。

○ 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、調達等合理化計画の策定等による業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（令和3年度）において目標を上回る平成28年度（前中期目標期間最終年度）比15%の削減を達成した。

○ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、調達等合理化計画の策定等による業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（令和3年度）において目標を上回る平成28年度（前中期目標期間最終年度）比10%の削減を達成した。

◎ 次期中期目標期間における見通し

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減する。

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.68参照）における効率化計数に基づき、一般管理費及び業務経費について削減。

（中期目標）

- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

（中期計画）

- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実による競争性及び透明性の確保を図ったことにより、契約金額の総額に対する一般競争入札等の占める割合が平成28年度（前中期目標期間最終年度）に比べ、令和3年度は7%増加した。

○ 契約件数及び契約金額の状況

区 分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	64	7.9	79	14.3	67	8.3	52	7.8	27	4.9	37	7.0
	うち総合評価入札方式	3	3.3	5	0.3	1	0.1	1	0.1	3	1.4	3	3.4
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	13	3.4	13	3.4	9	5.1	10	6.2	11	7.6	9	5.1
	競争性のない随意契約	28	1.9	25	3.2	38	4.3	33	2.7	16	0.7	20	1.0
合 計		105	13.2	117	21.0	114	17.8	95	16.6	54	13.2	66	13.1

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 競争性のない随意契約の内訳

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
事務所賃賃料	2	12	2	10	1	5				
事務所清掃業務	2	4	1	2	2	3	1	2	4	7
事務所移転に伴う原状回復工事	2	5	3	9						
事務所設備工事	3	9	3	8	2	4			1	3
ネットワークサービス	1	37	2	4	3	33				
ネットワークセキュリティサービス			3	203						
財務会計システム機能改修等	1	2	2	44	1	13	1	1		
会計監査業務	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
財務諸表官報掲載料							1	1	1	1
NHK 放送受信契約	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車アセスメント試験車両購入	8	36	13	97	9	97	7	43	8	60
自動車アセスメント試験のデモンストレーション			1	10						
自動車アセスメント結果発表会会場賃借等					1	2	1	1		
適性診断システム等の運用等	1	7	3	22	6	47			2	7
安全指導業務に関する研究委託							1	6		
NASVA 安全マネジメントセミナー会場賃借							1	1		
療護施設機能委託先病院への委託	1	132								
介護料受給者支援業務システムの運用等	1	28	3	16	3	20	1	10	1	10
生活資金貸付・債権管理における通知書面の製造					1	3				
債権管理システムの改修等	1	46			2	30			1	2
合 計	25	323	38	432	33	265	16	73	20	97

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

中期目標期間において、以下をホームページに掲載し、情報公開の充実を図った。

1. 落札結果等の公表

一般競争入札結果の公表（平成 29 年 4 月分～令和 4 年 3 月分）

随意契約の公表（平成 29 年 4 月分～令和 4 年 3 月分）

2. 随意契約見直し計画の公表

競争性のない随意契約に係る契約情報（平成 29 年度～令和 3 年度）

3. 公益法人への支出状況等の公表

公益法人等への契約による支出状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

4. 契約監視委員会による「契約の点検・見直し等」結果の公表

「契約の点検・見直し等」結果（平成 29 年度～令和 3 年度）

5. 調達等合理化計画の公表

調達等合理化計画（平成29年度～令和3年度）

調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果（平成29年度～令和3年度）

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画及び同計画の進捗状況に関する自己評価の際の同委員会による点検結果をホームページに掲出し公表した。

2) 次期中期目標期間における見通し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 契約手続の審査体制の整備状況

（1）契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、監事に回付しチェックを受けている。

（2）予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、今中期計画期間中においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

（3）総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定を行っている。

(4) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する

理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

(5) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

1者応札・1者応募に係る対策の一環として、平成21年2月より公告期間等の十分な確保を図っている（公告期間は、規定上は国と同様の10日間以上であるが、単純な物品購入等を除き、原則として20日間以上に設定）。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。さらに、専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を十分に確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載している。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社としている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、必要に応じて入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課している。

○ 調達等の合理化に向けた取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成27年度より調達等合理化計画を定め、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に向けた取り組みを進めている。

【参考】令和3年度調達等合理化計画（抜粋）

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和3年度については、以下の項目について重点的に取り組むこととする。

（1）一者応札の見直し

一者応札の解消については、「1者応札・1者応募に係る改善方策について」を定め複数の競争参加となるよう積極的に取り組んでいるところである。該当案件の中には、地理的要因や、企業側の理由（人員又は技術力の不足等）によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化していると認められる案件もある。よって、競争参加者を増加させる等の改善策を講じたにも関わらず、同一事業者による一者応札が連続し、改善が見込めない案件については、適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行する。

なお、発注者側の取組みにより改善が期待できる部分もあると考えられることから、一般競争入札を実施する場合にあっては、競争参加者を増加させるため、以下の環境改善のための取組について引き続き実施する。

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、公告時期の前倒し、履行期間の拡大
- ② 申込したが応札しなかった事業者に対する理由の聴取・具体的要因分析

【適正契約検証チームによる検証実施件数・取組内容】

（2）障害者就労施設等への優先調達

自動車事故による被害者を支える業務を推進している機構として、障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（H25.4.23閣議決定）」に即して定めた調達方針に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に向け積極的に推進する。なお、発注に当たっては相手方の作業に要する期間を考慮すること。
【障害者就労施設等からの調達件数、金額】

（3）調達グループ（主管支所・支所）を超えた一括調達

汎用的な物品・役務等の調達においては、スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、運輸安全マネジメント事業部・主管支所・支所（以下「支所等」という。）において少額随意契約を実施しているものについて、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮しつつ、取りまとめて一括調達を実施する。

また、当機構内においては引き続き日常的な物品については一括調達を維持していくとともに、療護センターと委託契約を行っている病院との共同調達を引き続き実施する。

【一括調達の実施件数・取組内容】

（4）物品等調達におけるオープンカウンター方式の実施

少額随意契約の範囲内である調達案件について、引き続き競争性の向上・透明性の確保を図る観点から、事務負担を考慮しつつ進める。

【オープンカウンター方式の調達件数、金額】

（5）情報システムの調達における取組

SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。また、システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点での審査を実施する。

【評価・審査件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に適正契約検証チームに報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急止むを得ないと認められる場合は、事後に報告を行うこととする。

【適正契約検証チームによる点検実施件数】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を定期的実施しており、是正改善の措置が必要と認めた場合には、速やかに監査対象箇所の長に対して、その措置をとることを要求し徹底した改善に努めることにより、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の発生の未然防止を図っている。

会計内部監査については、監査実績等を踏まえ監査員による監査方法の共有化を図り、重点的に行う監査項目を定めるなど効果的な会計内部監査を実施する。

また、経理事務担当職員を対象とした研修課題に不祥事事案を盛り込み、再発防止のための意識醸成を図る。

【会計内部監査の実施件数・取組内容】

（3）職員のスキルアップ

一層複雑化・専門化している調達業務について、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、経理事務担当職員及び本部調達担当職員を対象とした研修を実施しスキルアップを図る。

また、会計内部監査を活用し支所等職員へ調達等の合理化に係る指導や情報交換等を通じて、職員のスキルアップを図る。

【研修の実施回数・取組内容】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣の評価を受ける。国土交通大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（経理担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等の合理化に取り組むものとする。

総括責任者 : 理事（経理担当）

副総括責任者 : 企画部長、経理部長

メンバー : 総務Gマネージャー

（2）契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

（３）外部評価の実施、公表

（中期目標）

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

（中期計画）

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注７）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注７）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

１）中期目標期間における取組み

- ・平成29年度から令和3年度の6月及び11月において、外部有識者による「業績評価等のためのタスクフォース」を開催した。
6月は前年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。
また、11月は当該年度の上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。

２）次期中期目標期間における見通し

引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページに公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

(4) 業務の電子化及びシステムの最適化

(中期目標)

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

(中期計画)

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

- ・平成29年度よりWEB会議システムを導入し、集合形式で実施していた会議・研修等の多くをWEB形式により実施し、集合に係る時間及び経費を削減することにより業務の簡素化・効率化を図った。また、令和2年度のシステム更新を機に一般的に普及している製品に切替え、外部機関との会議・打合せを容易にする等、更なる利便性の向上を図り、飛躍的に利用が促進されるとともに、システムに係るランニングコストを削減し、コスト面での効率化も図った。
- ・平成29年度よりペーパーレス会議システムを本部に導入し、これまでペーパーで配布していた各種会議資料を、タブレット上で資料を閲覧する方式に変え、業務の電子化を推進した。
- ・令和元年度に、部署横断的に情報システムを管理する「情報システム管理推進体制」を構築し、必要に応じ、関連部署と連携する等により情報システムの契約内容や契約期間等に関する最適化を推進している。さらには、令和2年4月より、システムの専門知識を有する職員を新たに配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認を行う体制を強化し、各システムの最適化や費用面での効率化を進めている。
- ・令和2年度より、新型コロナウイルス感染防止対策及び働き方改革の一環として、本部等にテレワークシステムを新たに導入し、ウィズコロナに即した業務運営を行うとともに、業務の簡素化・効率化を図った。また、電子決裁を可能とする規程改正及びシステム導入を行い、業務の電子化を図った。令和3年度には、決裁文書を電子保存することを可能とする規程類の改正を行い、更なる業務の電子化を図った。

2) 次期中期目標期間における見通し

デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。

引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページに公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

（中期計画）

（1）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期計画予算（平成29年度～平成33年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセス メント情報提 供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	1,872	0	0	1,872
運営費交付金	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
施設整備費補助金	0	991	0	0	991
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
回収金等収入	0	1,971	0	0	1,971
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	0	32	67	370
計	14,012	43,929	3,327	6,081	67,350
支出					
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務経費	3,430	35,784	2,637	0	41,851
施設整備費	0	991	0	0	991
一般管理費	2,664	825	174	1,305	4,968
貸付金	0	205	0	0	205
借入金償還	0	4,242	0	0	4,242
計	14,012	44,500	3,327	6,081	67,920

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額12,562百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり

【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	14,210	39,200	3,338	6,157	62,905
経常費用	14,210	39,197	3,338	6,157	62,903
人件費	7,918	2,453	516	4,777	15,664
業務費	3,318	35,162	2,637	0	41,117
管理関係業務費	2,970	1,581	185	1,381	6,116
一般管理費	2,664	825	174	1,281	4,944
減価償却費	305	755	11	99	1,171
財務費用	4	2	0	0	6
支払利息	4	2	0	0	6
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
貸倒損失	0	0	0	0	0
収益の部	14,212	39,256	3,338	6,157	62,964
運営費交付金収益	1,806	21,799	3,296	5,991	32,892
政府補助金	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,934	0	0	0	11,934
その他収入	271	50	32	67	421
寄附金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	200	743	11	86	1,040
資産見返補助金戻入	0	2	0	0	3
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	13	14
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	2	57	0	0	59
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	0	0	21	22
総利益	3	57	0	21	81

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	13,896	45,006	3,320	7,011	69,233
業務活動による支出	13,789	38,989	3,320	6,845	62,943
投資活動による支出	0	1,626	0	24	1,649
財務活動による支出	108	4,255	0	0	4,363
次期中期目標の期間への繰越金	0	136	0	142	278
資金収入	14,013	44,513	3,327	7,379	69,233
業務活動による収入	14,013	41,069	3,327	6,081	64,491
運営費交付金による収入	1,806	22,434	3,296	6,014	33,550
政府補助金による収入	0	16,661	0	0	16,661
業務収入	11,936	1,971	0	0	13,907
その他収入	271	3	32	67	373
投資活動による収入	0	991	0	0	991
有価証券の償還による収入	0	0	0	0	0
施設整備費による収入	0	991	0	0	991
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	1,872	0	0	1,872
政府借入金による収入	0	1,872	0	0	1,872
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	581	0	1,297	1,879

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

第4期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案

(2) 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成 29 年度～令和 3 年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
収入										
政府借入金	—	—	1,872	1,730	—	—	—	—	1,872	1,730
運営費交付金	1,806	3,158	22,434	22,937	3,296	4,480	6,014	5,595	33,550	36,171
施設整備費補助金	—	—	991	807	—	—	—	—	991	807
政府補助金	—	—	16,661	18,165	—	—	—	—	16,661	18,165
回収金等収入	—	—	1,971	2,483	—	—	—	—	1,971	2,483
業務収入	11,934	11,864	—	—	—	—	—	—	11,934	11,864
その他収入	271	469	—	0	32	10	67	94	370	573
計	14,012	15,492	43,929	46,122	3,327	4,491	6,081	5,689	67,350	71,793
支出										
人件費	7,918	7,876	2,453	2,339	516	525	4,777	4,375	15,664	15,115
業務経費	3,430	4,806	35,784	38,260	2,637	3,133	—	—	41,851	46,200
施設整備費	—	—	991	807	—	—	—	—	991	807
一般管理費	2,664	3,240	825	633	174	141	1,305	1,055	4,968	5,068
貸付金	—	—	205	91	—	—	—	—	205	91
借入金償還	—	—	4,242	4,227	—	—	—	—	4,242	4,227
計	14,012	15,922	44,500	46,356	3,327	3,800	6,081	5,429	67,920	71,507

※単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用の部	14,210	16,218	39,200	41,067	3,338	3,787	6,157	7,528	62,905	68,599
経常費用	14,210	16,080	39,197	41,016	3,338	3,779	6,157	5,669	62,903	66,544
人件費	7,918	7,811	2,453	2,340	516	525	4,777	4,480	15,664	15,156
業務費	3,318	4,416	35,162	37,371	2,637	3,097	—	—	41,117	44,885
管理関係業務費	2,970	3,841	1,581	1,304	185	156	1,381	1,190	6,116	6,490
一般管理費	2,664	3,232	825	546	174	123	1,281	931	4,944	4,832
減価償却費	305	608	755	758	11	34	99	258	1,171	1,658
財務費用	4	12	2	2	—	—	—	—	6	14
臨時損失	—	138	2	50	—	9	—	1,858	2	2,055
固定資産除却損	—	4	2	11	—	0	—	4	2	20
その他	—	134	—	39	—	9	—	1,854	—	2,036
収益の部	14,212	16,168	39,256	41,756	3,338	3,980	6,157	7,419	62,964	69,323
運営費交付金収益	1,806	2,401	21,799	22,601	3,296	3,900	5,991	4,558	32,892	33,460
施設費収益	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3
政府補助金	—	—	16,661	17,917	—	—	—	—	16,661	17,917
業務収入	11,934	12,170	—	—	—	—	—	—	11,934	12,170
その他収入	271	580	50	239	32	38	67	763	421	1,620
資産見返運営費交付金戻入	200	883	743	753	11	34	86	232	1,040	1,901
資産見返補助金戻入	—	1	2	3	—	—	0	1	3	4
資産見返寄附金戻入	—	—	1	1	—	—	13	12	14	13
借入金償還免除益	—	—	—	22	—	—	—	—	—	22
貸倒引当金戻入	—	—	—	178	—	—	—	—	—	178
財務収益	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
臨時利益	—	134	—	39	—	9	—	1,854	—	2,036
純利益	2	▲50	57	689	—	193	—	▲108	59	723
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	4	—	0	—	2	21	25	22	30
総利益	3	▲46	57	689	—	195	21	▲84	81	754

※単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	13,896	15,927	45,006	49,854	3,320	3,435	7,011	14,206	69,233	83,422
業務活動による支出	13,789	15,452	38,989	41,685	3,320	3,403	6,845	6,031	62,943	66,571
投資活動による支出	—	245	1,626	1,457	—	33	24	273	1,649	2,008
財務活動による支出	108	230	4,255	4,233	—	—	—	1	4,363	4,465
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	136	2,478	—	—	142	7,901	278	10,379
資金収入	14,013	15,488	44,513	49,219	3,327	4,491	7,379	14,224	69,233	83,422
業務活動による収入	14,013	15,488	41,069	44,151	3,327	4,491	6,081	5,689	64,491	69,818
運営費交付金による収入	1,806	3,158	22,434	22,937	3,296	4,480	6,014	5,595	33,550	36,171
政府補助金による収入	—	—	16,661	18,165	—	—	—	—	16,661	18,165
業務収入	11,936	11,851	1,971	2,456	—	—	—	—	13,907	14,306
その他収入	271	478	3	594	32	10	67	93	373	1,176
投資活動による収入	—	—	991	807	—	—	—	53	991	859
施設整備費による収入	—	—	991	807	—	—	—	—	991	807
投資その他の資産の精算による収入	—	—	—	—	—	—	—	53	—	53
財務活動による収入	—	—	1,872	1,730	—	—	—	—	1,872	1,730
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	581	2,531	—	—	1,297	8,483	1,879	11,014

※単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

（２）財務運営の適正化

各年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第３四半期末（１２月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。

◎ 次期中期目標期間における見通し

独立行政法人会計基準（平成１２年２月１６日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行う。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

(3) 自己収入等の拡大

(中期目標)

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

(中期計画)

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準であるの外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

外部検査の受託について、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努め、第4中期計画開始時（平成 29 年度）から令和元年度まで3期連続で目標値（11,000 件以上）を上回る外部検査を受託してきたが、令和 2 年度及び令和 3 年度は、コロナ禍の影響により、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少した。更に令和3年度は、コロナ禍の影響に加え、令和4年 1 月に中部療護センターに併設する受託先病院の移転により、受託件数は大幅に減少したが、これまでの各療護センターにおける周知活動を行ってきた結果として、10,000 件を超える一定の成果を上げた。これに伴い令和3年度までに 652 百万円の自己収入を確保した。

【外部検査受託件数】

平成 29 年度	11,540 件
平成 30 年度	11,671 件
令和 元年度	11,665 件
令和 2 年度	10,327 件
令和 3 年度	10,149 件

2) 次期中期目標期間における見通し

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図る。

(4) 保有資産の見直し

(中期目標)

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

(中期計画)

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討を実施した。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

なし

(中期計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった。

◎ 次期中期目標期間における見通し

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額 1,400 百万円とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

(中期目標)

なし

(中期計画)

なし

◎ 次期中期目標期間における見通し

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(中期目標)

なし

(中期計画)

なし

◎ 次期中期目標期間における見通し

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

7. 剰余金の使途

(中期目標)

なし

(中期計画)

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

なし

2) 次期中期目標期間における見通し

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・目的積立金等の状況

(単位：百万円)

	平成 29 年度末 (初年度)	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	239	238	238	238	238
目的積立金	—	153	223	280	280
積立金	—	65	256	321	291
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	23	—
当期の運営費交付金交付額(a)	6,843	7,180	7,317	7,378	7,453
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b)÷(a))	—	—	—	—	—

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

(中期目標)

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

(中期計画)

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。

(2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

(1) 内部統制の充実強化

内部統制の更なる充実・強化に向け、以下の取組を実施した。

1) 平成29年7月に新たな業務運営方針（NAS VAWAY 2017）を冊子にまとめ、全役職員に配布するとともに、組織内イントラネットに掲示し、全職員がいつでも閲覧できるよう、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長等会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じての更なる周知を図った。また、各種会議体での理事長訓示やメッセージの組織内イントラネットへの掲示を行い、職員一人一人の意識醸成を図った。さらに、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長等会議、各支所の会議及び新任職員研修等各種研修における周知、朝礼等で行動指針の唱和（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令時は休止）を実施し、周知徹底を図った。

2) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査、監事監査及び内部監査室による業務監査を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制推進状況のモニタリングを実施した。

3) 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。

組織内イントラネット情報の閲覧状況は、管理職が監視し、未読者に対し声掛けを行う等周知漏れ防止を強化した。

4) 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の定期的な開催、内部監査室長の専任化、内部監査の増回、内部通報制度のポスターによる全職員への周知等、内部統制の一層の充実・強化を図った。

また、令和元年度に発覚した不適正な業務事案を踏まえ、機構の信用及び信頼の維持・向上のため、組織内に根深く残る弊害を完全に取り除く取組として、「役職員への教育の充実（階層別職員研修の実施やEラーニングによる個別学習プログラムの導入等）」、「リスク評価（リスクの識別・分析・評価）」、「コンプライアンス委員会を活用した法令遵守の再徹底」、「内部監査の強化」、「監事機能の実効性の向上」のほか、組織体制の抜本的な見直しとして、「不適正事案に関わった職員に対する厳格な処分」、「年功序列にとらわれない人材登用」、「業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う次長職の設置」等、組織として迅速に再発防止を講じた。

さらに、令和3年度には、コンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを企画部に新設し、地方機関において業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う次長と連携する等により、コンプライアンスに係る研修や職員の特性や能力に応じた個別育成プログラムによる人材育成を実施するとともに、階層別職員研修の充実を図った。

5) 役職員に対して、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止に関する研修を行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。

(2) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策の更なる推進に向け、以下の取組を実施した。

1) 情報セキュリティに係る教育の実施

情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえ、全役職員等に対して、内容を一新した E ラーニングを実施するとともに、より実践に近い形式で標的型攻撃メール訓練を実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)に所属する職員に対しては、インシデント発生 of 未然防止に関する教育を実施した。

2) 情報セキュリティ関連規程類の改正

情報セキュリティ関連規程類について、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」へ準拠するための改正を行い、情報セキュリティの強化を図った。

3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応

サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)により実施された「ペネトレーションテスト(侵入テスト)」及び情報セキュリティに係る「マネジメント監査」が実施され、ペネトレーションテストにかかる指摘事項及びマネジメント監査にかかる指摘事項について対応した。

4) 機構内各種システムの統制強化

令和2年4月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できるように体制の強化を図った。

5) 地震等災害に係る対応

地震等災害に係る対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き、警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。

また、全役職員参加の安否確認訓練や「安否確認サービス操作訓練」も実施した。

また、東京湾北部地震を想定した業務継続計画を策定し、災害時の優先業務等を明確にするとともに、警報発令時の役職員の対応、業務の取扱い等を明確にするため災害対策実施要領を改正した。

2. 次期中期目標期間における見通し

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策に関する訓練や教育等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

(2) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額（百万円）
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	991

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

平成29年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター 生理機能検査装置（筋電計）更新	11	11
② 千葉療護センター 長座位浴槽	39	38
③ 東北療護センター 入浴装置更新	18	18
④ 中部療護センター 糖類分析システム更新	8	6

平成30年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター サイクロトン薬剤合成装置更新	65	53
② 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕	31	30
③ 千葉療護センター 自動尿成分分析装置更新	9	9
④ 東北療護センター 脳波計更新	12	10
⑤ 東北療護センター 患者監視装置更新	12	6
⑥ 岡山療護センター 臨床検査システム更新	8	8

令和元年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター 患者情報システム更新	112	118
② 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕	26	20
③ 千葉療護センター 全自動錠剤散薬分包機更新	9	9

令和2年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新	121	116
② 東北療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新	19	10

令和3年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター 磁気共鳴画像診断装置更新	342	330
② 東北療護センター 超音波診断装置更新	17	15
③ 東北療護センター 中央監視装置更新	50	(38) —

※ ③東北療護センター・中央監視装置更新については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。（「実績額」欄の（）書きは、契約済額である。）

なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。

◎ 次期中期目標期間における見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

施設・設備の内容	予定額（百万円）
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	2,273

[注記] 施設及び設備の内容、予定額については、本中期計画策定時点で想定可能な見込みであり、千葉療護センターの老朽化対策や東北療護センターの環境変化に伴う対策など、中期計画を実施するために必要な業務を勘案した施設等の建替えや大規模改修等の追加・変更をすることもある。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 平成29年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 生理機能検査装置（筋電計）更新 → 一般競争入札
- ② 千葉療護センター 長座位浴槽 → 一般競争入札
- ③ 東北療護センター 入浴装置更新 → 一般競争入札
- ④ 中部療護センター 糖類分析システム更新 → 一般競争入札

2) 平成30年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター サイクロトロン薬剤合成装置更新 → 一般競争入札
- ② 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕 → 一般競争入札
- ③ 千葉療護センター 自動尿成分分析装置更新 → 一般競争入札
- ④ 東北療護センター 脳波計更新 → 一般競争入札
- ⑤ 東北療護センター 患者監視装置更新 → 一般競争入札
- ⑥ 岡山療護センター 臨床検査システム更新 → 一般競争入札

3) 令和元年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 患者情報システム更新 → 一般競争入札
- ② 千葉療護センター 中長期修繕計画に基づく修繕 → 一般競争入札
- ③ 千葉療護センター 全自動錠剤散薬分包機更新 → 一般競争入札

4) 令和2年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新
→ 一般競争入札（総合評価落札方式）
- ② 東北療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 → 一般競争入札

5) 令和3年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 磁気共鳴画像診断装置更新 → 一般競争入札（総合評価落札方式）
- ② 東北療護センター 超音波診断装置更新 → 一般競争入札
- ③ 東北療護センター 中央監視装置更新 → 一般競争入札

(3) 人事に関する計画

(中期目標)

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を報告する。

(中期計画)

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ラスパイレス指数	103.6	103.5	105.1	105.8	106.3

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 国家公務員と比較して給与水準が高い理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

- ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門的知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

- ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

- ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

（４）人材の活用

（中期目標）

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

（中期計画）

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用等し、人材の有効活用を図ります。

◎ 中期目標期間における取組みその他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員の能力開発の促進、組織の活性化に向け、以下のような人材育成と職員の資質向上に取り組んだ。

- 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）の資格取得
 - ・ 産業カウンセラー資格新規取得者数
平成２９年度：１９名、平成３０年度：１２名、令和元年度：１７名
令和２年度：１８名、令和３年度：２１名
 - ・ 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）新規取得者数
平成２９年度：１４名、平成３０年度：１２名、令和元年度：７名
令和２年度：１４名、令和３年度：８名
- 令和３年度より、組織全体のコンプライアンスの徹底・遵守と人材育成を担う専門グループを企画部に新たに設置し、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて取り組んだ。
- 人事交流等の促進
社会情勢や事業環境の変化に対応するための取り組みとして、即戦力となる社会人経験者を採用するとともに、国との人事交流を行い、多様な人材の有効活用を図った。
- 勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。
- 研修の充実による職員の資質向上

（１）業務別専門研修の実施

① 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を職員に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師※^１を育成するため、職員に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK※^２の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を受講させ、育成強化を図った。

※１ 第一種講師：（基礎、一般）基礎及び一般講習について講義できる講師

※２ ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

② 適性診断業務カウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等において、カウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー※^３を養成するため、職員に対して第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー※^４に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※３ 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※４ 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について３０事例以上の経験を有する者）

③ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務に従事する職員の質的向上を図るため、各種研修の修了要件を厳格化するとともに、職務経験に応じて段階的にスキルを身につける研修体系へと見直しを行った。
- ・ 具体的には、「安マネ初級研修」、「安マネ中級研修」及び「安マネ上級研修」に分けて実施することとし、主管支所が実施主体となり、新たに認定セミナー※^５の講師を担当する職員に対して、運輸安全マネジメント業務、制度、認定セミナーの内容に関する基礎知識の習得等を目的とした、「安マネ初級研修」を実施するとともに、受講者に対して効果測定を行い、一定の基準を満たしていない職員を対象として、本部が主体となり「初級フォローアップ研修」を実施した。また、新たな認定セミナーとして「防災マネジメントセミナー」が認められ、運輸安全マネジメント事業部が主体となり実施したが、今後、主管支所で実施することを見据え、主管支所の講師を担当する職員にOJT※^７として同セミナーを聴講させるなどして要員の育成強化を図った。
- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員※^６を養成するため、安全評価員候補者に対して国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させ、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、ISO9001審査員補※^８の資格取得等に関する取扱いを明確化し、ISO9001に係る研修を受講させるとともに資格を取得させ、要員の力量の向上を図った。

- ※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー
- ※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）
- ※7 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。
- ※8 ISO9001審査員補：国際標準化機構の定めた品質マネジメントシステムを審査するための資格

④ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- ・ 新規採用職員研修において、外部講師による被害者への接し方に関する講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。
- ・ 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか職員、非常勤職員を対象者として実施し、専門知識の共有を図った。
- ・ 令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。
- ・ 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施した。

⑤ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 運輸安全マネジメント事業部、各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。

（２）階層別研修の実施

新規採用職員研修、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）、及び管理職員（マネージャー）に対する階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、機構職員としての責任のあり方などを理解させた。

- 次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確化した改訂版「NASVA人材育成方針」に基づき、年齢や勤続年数等にとらわれない優秀な職員の積極的登用を図るとともに、管理職再任用職員としての継続雇用については、管理職としての能力及び経験等を考慮し登用するなど、職員の能力を活かす人事管理や組織作りに取り組んだ。

(5) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) 機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを主管支所及び支所で掲示するとともに、リーフレットを受診者や受講者に配布し、同制度の周知を図った。

2) 特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、「交通事故被害者」、「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける「生命（いのち）のメッセージ展」を開催したほか、各支所による様々な広報活動により、被害者援護業務が地方新聞等のメディアに取り上げられ、広報の強化に寄与した。



【「生命のメッセージ展」東京の様子】



【「生命のメッセージ展」栃木の様子】

3) 全国交通安全運動の一環として、交通安全フェア等各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策、自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

4) 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を支所事務所内に展示する「NASVAギャラリー」の増設に努めた。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取り組みとなっている。また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構内や日本自動車会館等にて行い、毎回多くの方に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。



【ナスバギャラリーIN 東京】



【交通安全。アクション2021 新宿】

5) 市原刑務所で交通事犯の受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としたプログラムにおいて安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めた講義を実施した。

6) NASVAが安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを刷新し、地方自治体、関係機関等に広く配布するとともに、英訳版パンフレットを各国NCAPとの会合等において有効活用した。

7) NASVAのホームページについては、アクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を実施した。

8) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)である「自動車事故対策機構公式 Facebook ページ」の運用を開始し、閲覧しやすい時間帯への最新記事の投稿や積極的な動画映像の紹介等工夫した広報を実施した。また、プレスリリースの投稿や掲載されたネット記事のシェア、名刺に QR コードを掲載するなどした結果、フォロワー数は導入年度と比較して9.6倍増加した。(Facebook フォロワー数：令和元年度末41人→令和3年度末393人)

2) 次期中期期間における見通し

事故防止、被害者援護及び自動車損害保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施するため、広報ガイドラインを作成しノウハウの活用及び質の向上を図るとともに、SNSの効果的な運用やマスメディア等を活用した広範な広報活動を実施し、認知度の更なる向上に努める。

さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、ホームページやSNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし

(6) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条
第1項に規定する積立金の使途

(中期目標)

なし。

(中期計画)

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

前中期目標期間繰越積立金として国土交通省から第4期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた額は239百万円であり、主な使途は前払費用及び棚卸資産である。

前中期目標期間繰越積立金取崩額実績（平成29年度～令和3年度）

平成29年度	29,880千円
平成30年度	530千円
令和元年度	74千円
令和2年度	2千円
令和3年度	—

◎ 次期中期目標期間における見通し

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てる。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

なし